

第五回國會 衆議院 內閣委員會 會議錄 第十八号

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事池田正之輔君

理事小川原政信君 理事吉田吉太郎君

理事坂本 泰良君 理事有田 喜一君

理事木村 榮君 理事鈴木 幹雄君

理事江花 靜君 理事尾関 義一君

理事佐藤 榮作君 理事丹羽 彪吉君

理事根本龍太郎君 理事山本 久雄君

理事徳田 球一君 理事小林 信一君

出席國務大臣

國務大臣 殖田 俊吉君

通信大臣 小澤佐重喜君

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

内閣官房長官 増田甲子七君

内閣官房次長 郡 祐一君

經濟安定本 野田 信夫君

部副長官

(情報部長) 佐藤 功君

(行政管理局長) 石塚 久司君

(官房事務官) 岡咲 想一君

(官房事務官) 近藤 鶴代君

(官房事務官) 與謝野 秀君

(海上保安廳長官) 大久保武雄君

(官)運輸事務官

委員外の出席者

經濟安定委員長 小野瀬忠兵衛君

議員 小金 義照君

衆議院法制局長 入江 俊郎君

衆議院法 三浦 義男君
制局參事 龜井川 浩君
專門員 小関 紹夫君

五月十一日
委員鈴木義雄君辭任につき、その補
欠として成田知巳君が議長の指名で
委員に選任された。

五月十日
總理府設置法の制定等に伴う關係法
令の整理等に関する法律案(内閣提
出第一九二号)

運輸省設置法案一部修正に関する請
願(圓谷光衛君紹介)(第一四五八号)
恩給受給権の回復に関する請願(松
本七郎君紹介)(第一四七五号)

恩給法の臨時特例改正に関する請願
(淺沼稻次郎君外二名紹介)(第一四
七六号)

同(廣川弘禪君紹介)(第一四八四号)
食糧管理事務所存置の請願(天野公
義君紹介)(第一四八五号)

道路運送監理事務所存置の請願(戸
叶里子君紹介)(第一四八八号)
同外一件(前田種男君紹介)(第一四
八九号)

神戸海洋氣象台縮小反対の請願(立
花敏男君外一名紹介)(第一四九〇
号)

神戸市に通商産業省の支局設置の請
願(立花敏男君外一名紹介)(第一四
九八号)

恩給法の臨時特例改正に関する請願
(花村四郎君外二名紹介)(第一五一
二号)

埼玉縣下氣象官署の機構改革反対に
関する請願(大泉寛三君外八名紹介)
(第一五一四号)

筑波山測候所職員整理反対の請願外
一件(原彪君紹介)(第一五一六号)

糸魚川機關区存置の請願(上村進君
外二名紹介)(第一五二二号)

神戸海洋氣象台縮小反対の請願(立
花敏男君外一名紹介)(第一五二三
号)

佐賀縣に通商産業省の支局設置の請
願(三池信君外一名紹介)(第一五二
九号)

道路運送監理事務所存置の請願(高
倉定助君紹介)(第一五三九号)

帶廣市に札幌地方陸運局支局設置の
請願(高倉定助君紹介)(第一五四二
号)

恩給法の臨時特例改正に関する請願
(岡村利右衛門君紹介)(第一五四三
号)

同月九日
福井、敦賀兩測候所存置の陳情書
(福井縣議會議長高波武右衛門)(第
三二二一号)

同上
同上
同上

中央出先機關廢止の陳情書(都道府
縣議會議長代表石原永明)(第三三
六号)

中小企業廳存置の陳情書(東京都港
区芝田町一丁目十二番地森永ビル内
日本中小企業連盟會長豊田雅孝外五
名)(第三三九号)

行政整理に関する陳情書(宮城縣知
事佐々木家壽治)(第三四〇号)

都道府縣衛生部存置の陳情書外一件
(大阪市此花区春日出町下一丁目十
五番地此花区医師會長高木平外二
三名)(第三四四号)

行政整理に関する陳情書(全通信勞
働組合山形郵便局支部長相馬忠義)
(第三五四号)

公衆衛生局等存置に関する陳情書
(東京都板橋区原宿三丁目二百六十
六番地日本助産婦保健婦看護婦會協
會長井上なつえ)(第三五九号)

通商産業局及び各縣支局設置の陳情
書(東京都江戸川区東小松川三丁目
二千六百六十三番地全國中小企業擁
護連盟代表植澤正之)(第三六一号)

同月十日
中央出先機關廢止の陳情書(福岡縣
議會議長稻貝稔)(第三六五号)

同上
同上
同上

同上
同上
同上

工業株式會社取締役社長倉田泰藏)
(第三九三三号)

通商産業省新設に伴う輕金屬部門設
置の陳情書(東京都中央区築地木挽
町六丁目七番地輕金屬協會會長安田
久男)(第三九四四号)

厚生省藥務局存置の陳情書(岡山縣
藥劑師協會會長林平三郎)(第三九
五号)

都道府縣衛生部存置の陳情書(千葉
縣醫師會長高橋信美)(第四〇五号)

道路運送監理事務所存置の陳情書外
九件(熊本市池田町百五十一番地熊
本自動車販賣店協會會長與糴桂一外九
名)(第四一二号)

福井、敦賀兩測候所存置の陳情書
(福井縣水産業會長庄司與市郎外二
十九名)(第四一三三号)

都道府縣衛生部存置の陳情書(兵庫
縣醫師會長小川達五郎)(第四二〇
号)

道路運送監理事務所存置の陳情書外
十件(山口縣自家用自動車組合理事
長今西源一外十五名)(第四四二二号)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件
内閣法の一部を改正する法律案(内
閣提出第四六号)

總理府設置法案(内閣提出第四七号)
國立世論調査所設置法案(内閣提出
第四八号)

第一類第一号 内閣委員會會議錄 第十八号 昭和二十四年五月十一日

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)
電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
経済安定本部設置法案(内閣提出第八四号)
海上保安法及び海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

経済調査法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)
総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出第一九二号)

○農務委員 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前に一つ御報告いたしておきたいことがあります。関係方面との交渉につきまして関係方面からこのほど指示がありましたので、その談話の要点を次に朗読させていただきます。お開きを願います。

〔書記朗読〕

国会に議案が提出される場合は、政府案及び議員案についてあらかじめ関係方面の承認を受けているが、その後各院の審議中に国会側から関係方面の意見を徴したい場合、時によつてはGHQの各部署の方から委員長または議員に会つて意見を述べたい場合が起り得る。

かかる必要が起つたときは、今後は国会の議案審議の自主性を確保し、外部よりの拘束を排除するために、GHQの各部署において、意見の申入れをした場合はGSを通じて法制局長の出頭を求めてその部局から説明し、法制局長は法制的立場から意見を述べ、その意見を十分

場から意見があればその意見を十分に述べ、法制局長としての意見をまとめるなり、その部署の意見と合致しない場合は委員会に双方の意見を報告するようにして、議員はこれらの意見を参考にして委員会独自の観点から決定すること。

従つて今後GHQの各部署から委員長や議員に直接面接を申し込まれても、すぐこれに應ずることなく、法制局長に話してもらつたようにし、GSを通じて出頭せよと言われない限り行かないようにしてはしい。その連絡はGSと渉外課とが当る。これは法制局として非常な重荷となるが、国会保護のためによいことであると思ふ。

国会側の方から各部署の意見を徴したければ、委員長は議員より面接を申し込む場合でも、個人的の用件で面接を希望する場合でも、渉外課を通じてGSに連絡すれば従来通り取次をする。

これを要するに、GHQ側から法案に対し意見のある場合の国会との接触は、法制局を通じてすることにし、法制局長は純法制的独自の立場から委員会に意見を報告し、委員の質疑等にも答え、すべて記録にこれを残し、委員会はその権能に従つて独自に決定することのできるようになりたい。

この場合注意すべきことは、法制局はどこまでも法制的立場から意見を立てるべきで、政治的及び政策的の面にはタッチすべきものではないことと当然のことである。従つて各党派から提出されるであろう各種の修正案については、法制局長は法律

的にこれを検討することはあるが、政策に關與しないから、成文化したものについては、従来通り関係方面の承認を経て正式に委員会等に付せられるべきである。その間成文化する前にGHQと折衝する必要があるれば、従来通りGSを通じてもらいたい。

以上国会尊重、国会自主の立場から必要と信ずるので、その旨各委員長及び議院運営委員長によく報告するよう希望する。

○農務委員 それではこれから本日の日程につきまして、見えられております政府委員の方々に對しまして、質疑に入ることになつておりましたが、その前に議事進行について木村君の発言があります。

○木村委員 私は本委員会が今後運営されますよう、な問題について発言をいたしたいと思つて、と申しますのは、会期もあとわずかになつて来まして、しかも本委員会が持つておりますところの議案は非常に歴大なものでございます。しかもその上本日まで突如としてたくさん政府修正案も出たような現状でございます。従つて本委員会が持つておられます今度の国会における任務はきわめて重大だと考へます。そこで会期が切迫した関係上、委員会の審議の場合にも相当能率を上げてやらなければならぬことはむろんでございますが、聞くところによれば、政府の方の方針が、それとも與野の方の方針が存じませんが、天皇が九州の方へ十七日から行幸になるといつたふうな関係で、今度の会期は延長などというところは考えなくて、とにかく超スピードにやろう、こういつ

たふうなところしゆうございしますが、その点はその点として、このようなたくさんの重要な法案をかかえました本委員会が、この議案を審議いたしますにあつて私が申し上げたい点は、特に本委員会の委員長であらせられる藤さんは、かつては戦争の間軍の横暴にも屈服することなく、日本の憲政の常道を守られて、少くともこの国会の中においてそつた意味においては最も元老的存在の委員長だと思つて、この委員長のものにおいてわれわれが重要な議案を審議いたしますことは、まことに光榮に存じておるわけであり、まことにところがこの委員会でもし会期切迫云々でそつた憲政の常道を逸脱したような方法で強行的に、審議が一方的に進められることがあるならば、私たちはきわめて遺憾に存する次第であります。そこで賢明な委員長はむろんその上のようなことはないと思つて、想いたしますが、この際特にさつき申し上げましたような会期の点やいろいろな点がございします。しかもこのような歴大な重要な法案をかかえ、また今度の行政機構改革あるいは内閣委員会が最も検討しなければならぬ定員法はまだまわつて来ないといつたふうな現状において、あとわずかの期間においてやらなければならぬこの重大なときにあつて、繰返して申し上げますが、もし万一一方的に民主主義的方法でなしに審議が進められることがあるならば、この民主的な国会においてきわめて遺憾な状況だと思つて、この点を委員長においてはよく御考慮の上、われわれが期待いたしますような取扱いをやつていただきたいと思います。このことを希望いたします。

○農務委員 委員長の意見を求められまして一言申し上げます。何か聞くところによれば、天皇陛下が九州に御旅行になるといふことで、九州の出身の代議士が大分増るので、それまでにすべての議案の審査を終了していただきたいというふうな考えがあるといふことも聞きましたが、正式には聞いておりません。しかしそれはこの委員会には関係ないことだろうと思つてます。天皇陛下が御旅行になるといふことはそれは国会には関係ありません。それからただいま政治の方で会期が切迫するまぎわにたくさん重要な法案を出して来て、そうしてすぐそれを審議してくれといふことは、それは議会の審議権に對する考えからして、議会は議會として独自の見地に立つて十分に審議権を行使する、政府の強行に無條件に沿うべきものではないと思つて、だから委員会は委員会としての独自の立場から、十分に御審議あらんことを私は希望します。

○小川委員 外務に對して質問がございします。今般通商産業省の新設に伴ひまして、外務省と通商産業省の関係については、先日本委員会と外務委員会と合同審査の際にも二、三質問があり、外務大臣及び外務省政府委員の説明により、大体は了承いたしました次第であります。ただ一兩日前に新聞の報ずるところによりますと、米國政府は極東委員会に對し、今後國際會議への代表の派遣及び通商協定の締結に關し、日本政府にその権限を付與するよう要

求められたいと思つて、これは御審議あらんことを私は希望します。

○農務委員 委員長の意見を求められまして一言申し上げます。何か聞くところによれば、天皇陛下が九州に御旅行になるといふことで、九州の出身の代議士が大分増るので、それまでにすべての議案の審査を終了していただきたいというふうな考えがあるといふことも聞きましたが、正式には聞いておりません。しかしそれはこの委員会には関係ないことだろうと思つてます。天皇陛下が御旅行になるといふことはそれは国会には関係ありません。それからただいま政治の方で会期が切迫するまぎわにたくさん重要な法案を出して来て、そうしてすぐそれを審議してくれといふことは、それは議会の審議権に對する考えからして、議会は議會として独自の見地に立つて十分に審議権を行使する、政府の強行に無條件に沿うべきものではないと思つて、だから委員会は委員会としての独自の立場から、十分に御審議あらんことを私は希望します。

○小川委員 外務に對して質問がございします。今般通商産業省の新設に伴ひまして、外務省と通商産業省の関係については、先日本委員会と外務委員会と合同審査の際にも二、三質問があり、外務大臣及び外務省政府委員の説明により、大体は了承いたしました次第であります。ただ一兩日前に新聞の報ずるところによりますと、米國政府は極東委員会に對し、今後國際會議への代表の派遣及び通商協定の締結に關し、日本政府にその権限を付與するよう要

求められたいと思つて、これは御審議あらんことを私は希望します。

請したることとありますが、右の通商協定の締結に開連し、一つお聞き、たしなむと思つております。

次にお尋ねいたしたいことは外務省設置法第四條第十五号に「條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し」云々とあり、また第十六号には「通商航海に關する利益を保護し」及び「増進するために外國官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと」とあります。他方通商産業省設置法第四條第十五号に「通商に關する協定その他の取極を行うこと」とあり、兩者重複しておるように見えるが、その点は今後どのように運営して行くのか御説明を承りたいと思つております。以上二点でございます。

○近藤(鶴)政府委員 ただいまの小川原委員の御質問に対してお答え申し上げます。まず原則を申し上げますと、條約その他の國際約束の締結は外務省設置法案に規定されております通り、外務省本来の任務であり、通商航海條約を初め各國との通商協定その他のとりきめを行うことも当然その中に含まれております。次に現段階におきましての外務省と通商産業省との關係については、通商産業省設置法第四條第十五号の規定は、現在通商貿易行政が占領軍の管理下において行われ、貿易の對外面が司令部によつてつかさどられる建前である間は、通商産業省が暫定的にその衝に當るといふ趣旨に解している次第でございます。しかしその場合と申しましても、通商上のとりきめのごときものは、日本の將來の對外關係に多かれ少なかれ影響を及ぼす次第でございますから、通産省から外務省の方へ協議を求むべきは當然であり、

まして、協定ないしとりきめの性質いかんによりましては、外務大臣がこれに關與する場合もしばしばあることと存じます。第三の場合は、日本の對外主權が回復した場合であります。すなわち外交再開のあかつきのことと存じますが、この場合外務省がその衝に當るべきはもちろんでございます。またたただいまの御質問中に引用されました新聞報道のごとく、講和條約前においても暫定措置としてこれらの事務が日本政府に移管されるような情勢に立ち至りましたならば、その移管の程度にもよることではございますが、外務省がその衝に當るようになることと考へております。

○齋藤委員長 次は昨日付託になりました總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案について政府の提案理由の説明を求めます。

總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案
總理府設置法の制定等に伴う關係法令の整理等に関する法律案

- 第九條 恩給法の一部改正
- 第十條 國家公務員共済組合法の一部改正
- 第十一條 會計法の一部改正
- 第十二條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正
- 第十三條 國有財産法の一部改正
- 第十四條 國家公務員のための國設備舎に関する法律の一部改正
- 第十五條 登録税法の一部改正
- 第十六條 印紙税法の一部改正
- 第十七條 特定財産管理令の一部改正
- 第十八條 連合國財産の返還等に関する勅令の一部改正
- 第十九條 連合國財産上の家屋等の讓渡に関する政令の一部改正
- 第二十條 連合國財産の保全等に関する省令の一部改正

附則
第一條 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第二項及び第三十條第六項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。
第二條 皇室經濟法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第四條第二項、第五條及び第八條第二項中「宮内府」を「宮内廳」に改める。
第三條 宮内府法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
題名を「宮内廳法」に改める。
第一條中「宮内府」を「宮内廳」に改める。

廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、に改める。
第一條の次に次の八條を加へる。
第一條の二 宮内廳に、長官官房及び左の部局を置く。
侍從職
皇太后宮職
東宮職
式部職
書院部
管理部
第一條の三 長官官房においては、宮内廳の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。
一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
三 長官の官印及び廳印を管掌すること。
四 公文書の接受及び発送に關すること。
五 職員福利厚生に關すること。
六 調査及び統計に關すること。
七 行幸啓に關すること。
八 賜與及び受納に關すること。
九 皇族に關すること。
十 皇室會議及び皇室經濟會議に關すること。
十一 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。
十二 前各号に掲げるものの外、宮内廳の所掌事務で他部局の所掌に屬さない事務に關すること。
第二條の四 侍從職においては、左の事務をつかさどる。
一 御璽國璽を保管すること。
二 側近に關すること。
三 内廷にある皇族に關すること。
第一條の五 皇太后宮職においては、皇太后に關する事務をつかさどる。
第一條の六 東宮職においては、皇太子に關する事務をつかさどる。
第一條の七 式部職においては、左の事務をつかさどる。
一 儀式に關すること。
二 交際及び辭職に關すること。
三 雅樂に關すること。
第一條の八 書院部においては、左の事務をつかさどる。
一 皇統譜の調製、登録及び保管に關すること。
二 陵墓を管理すること。
三 圖書及び記録の保管、出納、複刻及び編集に關すること。
四 公文書の編集及び保管に關すること。
五 正倉院に關すること。
第一條の九 管理部においては、左の事務をつかさどる。
一 皇室用財産その他の行政財産を管理すること。
二 物品を管理すること。
三 車馬に關すること。
四 衛生に關すること。
第二條を次のように改める。
第二條 宮内廳に、宮内廳長官

宮内廳次長一人、宮内廳長官秘書官、侍從長並びに政令で定める数の侍從及び式部官その他所要の職員を置く。

第四條中「府務」を「廳務」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 次長は、長官を助け、廳務を整理し、各部署の事務を監督する。

第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條 宮内廳に置かれる職員の内、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

第十一條 宮内廳に置かれる職員の内、別に法律で定める。

第十二條及び第十三條を削る。

第四條 行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「總理廳」を「總理府」に改める。

第二條第二項中「人事委員會」を「人事院（一）」、「法務廳」を「法務府」に改める。

第三條第三項及び第四項を次のように改める。

3 管理廳においては、第二條第一項第一号、第四号及び第六号に規定する事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち機構及び定員に關する事務をつかさどる。

4 監察部においては、第二條第一項第五号及び第六号に規定す

る事務並びに同項第二号及び第三号に規定する事務のうち運営に關する事務をつかさどる。

第五條を次のように改める。

第五條 行政管理廳に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第五條の次に次の二條を加える。

（行政監察委員）
第六條 行政管理廳に行政監察委員二十人以上を置く。

2 行政監察委員（以下「委員」という。）は、學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

3 委員は、各行政機關の行政運営の監察を行い、長官に対しその結果を報告する。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

5 委員は、再任されることができ、

6 委員は、予算の定める金額の範囲内において手当及び旅費を受ける。

（定員）
第七條 行政管理廳に置かれる職員の内、別に法律で定め

る。

第五條 新聞出版用紙割當事務廳設置法（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第一條の見出しを（總則）に改める。

第一條中「適正に割當てるため

の機關が必要なので、この法律により、内閣總理大臣の管理の下に、臨時に、新聞出版用紙割當事務廳（以下「事務廳」という。）を置く。」を「適正に割當てるため、臨時に、總理府に設置される新聞出版用紙割當局（以下「割當局」という。）及び新聞出版用紙割當審議會（以下「審議會」という。）をして、この法律により、その事務を行わしめる。」に改める。

第三條の見出しを（割當局の所掌事務及び権限等）に改める。

第三條第一項中「事務廳」を「割當局」に、同項第一号中「新聞出版用紙割當審議會（以下本條中審議會」という。）を「審議會」に、同條第二項中「第一條に基づきその権限に屬する管理の事務」を「總理府設置法（昭和二十四年法律第 号）第四條に基づきその権限に屬する割當局及び審議會に關する事務」に改め、同條に次の一項を加える。

3 内閣總理大臣は、必要に應じ、用紙割當に關する専門事項を調査させるため、學識経験のある者のうちから、専門委員五十人以上を命ずることができ

る。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條の見出しを「審議會に改め、同條第一項を削り、第二項を第一項とする。

第六條中「事務廳長官」を「内閣總理大臣」に改める。

第七條第二項中「商工省」を「通商産業省」に改める。

第八條第二項中「事務廳長官」を「内閣總理大臣」に改める。

第六條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五條の次に次の一條を加える。

第三十五條之二 公正取引委員會の事務局に總務部、調査部、商事部及び審査部の四部並びに名古屋地方事務所、大阪地方事務所及び福岡地方事務所の三地方事務所を置く。

前項の地方事務所的位置及び管轄区域は、政令でこれを定める。

公正取引委員會に置かれる職員の内、懲戒その他人事管理に關する事項については國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

公正取引委員會の事務局に置かれる職員の内、別に法律でこれを定める。

第七條 政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十條中「總理廳統計局」を「總理府統計局」に改める。

第八條 特別職の職員に關する法律（昭和二十三年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「六 宮内府長官」を

「六 宮内廳長官」に改め、第十号を次のように改める。

十 削除
別表中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に、「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改め、連絡調整中央事務局局長官を削る。

第九條 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二條、第十三條第一項及び第十四條中「總理廳恩給局長」を「總理府恩給局長」に改める。

第十條 國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改める。

第一條第三号中「及び特別調達廳」を削る。

第二條中「總理廳」を「總理府」に改め、同條第二項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 特別調達廳に屬する職員 總理廳

第十一條 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八條中「特別調達廳の役員又は都道府縣若しくは特別市の吏員」を「都道府縣又は特別市の吏員」に改める。

第十二條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律（昭和二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「國、連合國又は特別調達廳」を「國又は連合國軍の」

に改める。

第十三條 國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「特別調達廳若しくはその役員又は地方公共團體若しくは」を「地方公共團體又は」に改める。

第十七條第四項中「総理廳」を「総理府」に改める。

第十四條 國家公務員のための國設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「内閣官房次長」を「内閣官房副長官」に改める。

第十條第七号中「宮内府長官」を「宮内廳長官」に改める。

第十五條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「特別調達廳」及び「特別調達廳法」を削る。

第十六條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六ノ六ノ二号を削る。

第十七條 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十八條 連合國財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第十九條 連合國財産上の家屋等の讓渡に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十條 連合國財産の保全等に関する省令（昭和二十年大藏省令第八十号）の一部を次のように改正する。

「大藏大臣」を「主務大臣」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、新聞出版用紙割当事務廳設置法第七條の改正規定は、昭和二十四年五月二十日から適用する。

2 法律に基く命令を含むに別段の定めのある場合を除く外、従来の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

3 前項の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

4 行政管理廳設置法施行令（昭和二十三年政令第九十三号）は、廢止する。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による行政監察委員である者は、改正後の行政管理廳設置法第六條の規定による行政監察委員を命ぜられたものとし、内閣總理大臣の指定するその半数の者の任期は、同法第六條の規定にかかわらず、一年とする。

○増田政府委員 政府はさきに總理府設置法案を提出いたし、目下熱心に御審議を願つておりますが、この設置法案に關連しまして、關係法令の字句の変更削除等の整理をする必要が生じたので、本案を提出した次第であります。

次に簡単にその要点を申し上げますれば、その第一は字句の変更であります。すなわち「総理廳」を「総理府」、「宮内府」を「宮内廳」に改める等名稱を変更する必要を生じたものについては、それと關係法令を拾ひ集めまして、これを改めることにしたのであります。

第二には、宮内府についてであります。宮内府法につきましては宮内廳法と名稱を改めるとともに、各省設置法の規定の様式に従い本法を整理してそれと必要な改正を行ったのであります。

最後に、新聞出版用紙割当事務廳であります。これは總理廳の外局からはずして總理府の内外部局としたために、名稱を新聞出版用紙割當局と改めました。それに伴う所要の改正を規定いたしました。

以上が本法を立案するに際し考慮いたしましたおもな点であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたします。

○監理委員 速記をとめて。
「速記中止」

○監理委員 速記を始めてください。

この際に入江衆議院法制局長より発言を求められておりますから、これを許します。

○入江法制局長 当委員会で御審議中の大藏省設置法案に關しまして、最近關係方面から私を通じまして、一つの修正参考意見が示されましたので、これをお傳へしておきたいと思つて、私もあつたところは關係方面が参考意見として示すのであつて、それをとる、とらないは國會において自主的に判断をしても構はないというのであります。たけれども、一應お傳へしておきたいと思つてあります。

大藏省設置法の第一点であります。が、今回の大藏省設置法により、公認會計士の試験を大藏省で直接やるようになります。従來會計士の關係の権限を削奪して、大藏省自身でやることになつております。これについては、いろいろ行政整理そのほかの關係の理由もあるものでありますけれども、ただいまの参考意見といつても、やはり公認會計士の試験は、公認會計士の審査会で自主的にこれをやつて行くことによつて、初めて適正を得るのであつて、大藏省の方でやるというのでは世界各國、特にアメリカあたりの會計士の制度とらみ合せて見ましても、適當でない、せつかくこの公認會計士の試験を公認會計士に關する委員会でやるようになるつておつた現在の制度を直して、大藏省の設置法の中に、公認會計士の試験の権限を入れたことは、公認會計士の制度からいつて、むしろ退歩のように思ふから、この点は研究してもらいたい。

結局法律としては、大藏省設置法案の第四條の四十号に公認會計士試験を大藏省の権限にしておる点と、それから大藏省設置法の施行等に伴う法令

の整理に關する法律案の第十五條に、やはり公認會計士試験委員を大藏省に置く制度になつておる。それらの点と關連してあります。なおまた同じ三十條に、公認會計士審査会というものの設置がありまして、これによつて従來の公認會計士の制度が改正されておりますので、やはりこれも關連ある事項かと思つて、これが一つの問題。

もう一つは大藏省設置法と賠償廳設置法との關連であります。現在の政府提出の案におきましては、外國人の財産に關する権限が、大部分は大藏省の権限になつておられて、若し十の部分を賠償廳の権限としてあります。これに對して、ただいまの關係方面の参考意見といつたしましては、全部これを賠償廳に移してしまつて、一元的にこれを行うことが適當であるように思ふ、しかしながら、地方において行つた事務は、やはり従來通り大藏省關係の財務局等において行わせることが適當であるから、さしあたりのところは、地方的事務は財務局で行うことにして、中央關係の権限だけは一切賠償廳に移すことが適當であると思ふ、これらについては事務的には關係事務當局の意見も一致したように思ふということも言われておりました。これにつきましても、いろいろ國內の各機關に聞いてみましたところ、必ずしも國內における機關はそこまで意見が一致してないよう、關係方面で考へておるようにはなつていないように思ふのであります。この点も法的にはいづれとも可能でありますけれども、これを行政の運用の面から見て、この際いづれをとるべきかといふことが大きな

問題かと思つたので、これにつきまして、ただいまの修正参考意見を参考として、当委員会において御審議を願いたいと存じます。私はずばら法制的立場から説明を申し上げたのでありませうが、一應これだけ申し上げて参考に供したいと思つておられます。

○農務委員 それでは質疑に移ります。木村君。

○木村(農)委員 外務省の方がお出でになりましたから、外務省設置法案について二、三お尋ねしたいと思つておられます。

大体外務省設置法案の全般的なものを見ますと、非常に前後しておるわけですが、そこで大抵現在の日本の外務省の任務については、私たちは三つぐらゐの段階にわけて考えなければならぬと思つておられます。と申しますのは、現在占領下にある関係上、占領下において外務省の果たすべき役割、こういうものが第一の問題であります。それからいつまでもただそのようなことをやつておつたのではなかつたものではありませぬから、講和会議を早く開催してもらつた。この講和会議に対しての一つの根本的な任務といつても可い、いろいろ具体的な問題、いろいろものを事務的に、または日常のいろいろ問題も処理しなければならぬ。こういう点の機構、それからそれが終つて、いよいよ日本が独立国家としての本来の外務省の任務、いわゆる国際外交舞台において立つて行きますような機構、この三つのものを大抵主眼点として考えますと、各省設置法案などというものは、しよつちゆりかえて、あまり時間がたたないのにまた機構をかえたとか、やれいじくつたということでは、

國の行政上からもあまりおもしろくないと思つておられます。大体さういう三つの見方から根本的な方針を立てて、外務省設置法案は組立てられなければならぬと思つておられますが、この法案はさういふ点をお考えになつてこしらへられておるのか。さういふことになつておるならば、その大筋の点が機構の上にとどのよりに現われておるか、ということについて簡単に御説明願いたいと思つておられます。

○農務委員 お答えいたしたつた。先般内閣外務の合同委員会がございまして、外務大臣からお話がございまして、外務省の機構全体が、講和條約の準備ということを大きな任務として組立てられておるわけでありませう。それにただいまのお話のように、現在占領下における外務省が果たすべき任務、また講和会議に対する準備、外交再開後の外務省の任務、これを織り込んでありまして、ただいま御指摘になりましたようにならぬ、機構をかえるとか、これをいじくるとか、また法案をあらためて出すとかいふことのないように考えて立案をされておられます。もとより外交再開の後において一層外務省の任務が拡大いたします

ときには、また機構の改革等もあらうかと思つておられますが、今日の場合においてはその点も考慮いたしまして、設置法のいろいろの規定が設けられておる次第であります。従つて現在の占領下における外務省の任務だけを規定したものでなく、將來のことも織り込んでおられます。多少御疑問の点も出て来るかと思つておられますが、ただいま御指摘になりました三つの段階、三つの任務というものを全般考慮して、こ

の設置法ができ上つておるものと御了解を願いたいのであります。

○木村(農)委員 非常に抽象的で、この法案自体についての御説明にはならないと思つておられますが、この上言つてみても、その程度の説明しかできないと思つておられます。たとえ第四條の十六項目に関する点、こつたことは今度できませう通商産業省、あつたことにも相当さういふことの開通事項がたくさんございませう。すなわち外國官憲との交渉、商取引のあつせんといふような文字で表現されておりますが、實際問題として通商省の方との関係でどのような調整がとられるわけですか。

○農務委員 先ほど小川原委員の御質問によつて、近藤政次官から御説明申し上げたのであります。つまり占領下におきましては、通商産業省と外務省と任務のわかれと申しますか、分担が、外交の再開されました場合と多少異なるところがあるのはいたしかたがないところでございまして、この間の調整につきましては、政府において十分考慮しておるのであります。が、實際は通商産業省が今後発足いたしました、外務省と密接な連絡を保つて運営されて行く、こつた考慮しておるのではありません。たとえ御指摘になりました第四條の十六項目、通商航海に関する利益及び外國官憲との交渉、こつた項目は將來外交再開の場合に備えてもこのままで運営されるように規定されておるのであります。現在の占領下における場合の外交関係といふような点では、通商産業省がその面に當たる場合も多からうと思つておられます。先ほどこの点について政務次

官から御説明を申し上げた通りであります。

○木村(農)委員 そつたすると、ここに書いてあることは現在できないけれども、將來講和会議後においてやるということがたくさん含まれておる、いろいろのことがあつた先に錯綜しておる。さういふに解釈してよろしうございませうか。

○農務委員 つまり外交再開後において行われることも、この中に織り込んであるものであります。現在任務が停止しておるものもあるわけでありませう。

○木村(農)委員 そつたすると、たくさん書いてあるけれども、これはできないといふことになれば、たとえソビエト同盟に対して引揚げの問題、在留邦人の問題、その他いろいろ交渉しなければならぬ事項、さういふことはここに書いてあるこの條文ではまだできないわけなんです。が、強力でいふことは、交渉をしてどん／＼やるということ、せつ／＼設置法案で外務省ができておられない、こつたわけなんです。

○農務委員 御承知の通り、現在日本は正式外交関係というものが、断たれておるのであります。政府が外國と直接交渉するといふことは行われておらぬわけでありまして、すべて総司令部のあつせんによつて、外國と交渉するといふことになつたわけでありませう。従つて今御指摘になりましたようなことも、外務省が直接外國と交渉するといふ事態には今日至つていない。こつた御了解を願います。

○木村(農)委員 そつたすると吉田総理大臣がおいでにならないと質問するわけに行かないが、事務上の問題でありませうが、朝日新聞を見ますと、講和條約後もアメリカの軍隊が日本におつてもらうことを希望するといつたふうな談話を、外國新聞記者に吉田総理大臣がお話になつたといふことをロイター電で報道してありますが、さういふお話があるからには、事務当局の方などでも何か御交渉なり、あるいはさういふ見通しがあるか、さういふたふうなことを御検討になつておるのですか。またさういふことが、もし検討され、あるいは、交渉されるならば、さういふことができれば、いふ何か便法があるのですか。

○農務委員 ただいま御指摘になりました総理の談話につきまして、先ほど外務委員会で御質問もあつたのであります。これに関連してさういふ交渉が外務当局としてできるのかどうかといふお話につきましては、さらに講和会議及び講和会議後の事態に備えて、外務省はいろいろ準備はいたしてあるわけでありませう。さういふことを交渉するといふことは、今日「交渉」といふ言葉は当てはまらない、こつた御了解を願います。

○木村(農)委員 そつたつたことは、ちろ／＼さういふことはいましよが、ソ同盟との引揚げの問題ですが、このことは今の問題と違つて、これは現にわれわれの同胞が向うにおるわけなんです。詳細な人数の点はかりにはつきりいたさぬとしても、おることには絶対間違いない。この引揚げの問題は、対日理事會においても、極東委員会においても、方針はきまつておる。そこでわれ／＼といひましては、いかに占領下にあるとはいへ、いわゆる総司令

官から御説明を申し上げた通りであります。

部の方の手を通して、いろ／＼な方法があるだろうが、これはただ単に受入れ態勢はできた、やれり同盟がすまつておるとかおらぬとか、そういつたことをこた／＼言つてゐるのではなしに、これは私はソ同盟にも責任がある。しかしながら連合側にも責任がある。ともにあると思ふ。滞つて來ないのは、何れも同盟だけの責任でもない。これを大きく簡単に言へば、連合側の責任だと思ふ。連合側の管理下に於つて、ポツダム宣言を受諾して降服した以上は、連合側に絶対に責任があると思ふ。そういつたことに對しては、外務省としてはいろ／＼な連絡調整のことをやるわけですから、強力に交渉すべきで、交渉した結果不調に終つたか終らなかつたか、こゝろいつたことこそ日本國民に對して大胆率直に公表すべきだと思ふのですが、そういつたことは今の機構では絶対にできないか。あるいは何らかの方法においてやればできるか。今の外交関係、あるいは外務省の機構、その他それに関連した占領下のいろ／＼な外交上の問題で、そういつたことができるかできないか。事務関係の方がおいでになるから、そういつたことがわかると思ふますので、絶対にできないということになれば、われ／＼としても考えなければならぬ。また何かの方法においてこれができるということになれば、やらなければならぬと思ふのですが、その点はどうぞごさいませうか。

○興野政府委員 引揚げの問題につきましては、国会にも特別の委員会が設けられておりました、政府といたしましては熱心に希望貫徹に努めておるものであります。これが一体強力な交渉ができないのかと言われますと、政府といたしましては、あらゆる手を盡して好意あるおつせんを懇請するということをお今日まで続けて参つたのでありまして、今後この懇請を続けまします。いろ／＼な手段は盡すのであります。ただいまの御説のよりな一種の外交渉のような形で行うという事は、現在の事態ではできないことと思ふのであります。またこの責任がどこにあるかということにつきましては、やはりいろ／＼異なつた意見もあることと思ひまして、事務当局といたしましては發言を差控えたいと存じます。

○木村(榮)委員 私がそのことを尋ねますのは、別に他意はないのです。と申しますのは、少くとも外務省というのは、日本の政府として、外務大臣を置き、機構を整備し、そして行政官廳としていろ／＼なことをやるわけなんです。ところがごしらえてみて相当経費も使う。大臣もおれば、たくさんな外交上の経験のある方もおいでにならぬ。こゝろいつた機構をごしらえて、そのくらしいな交渉もできないようなものを今ごしらへたつて、経費ばかりかかつて、何も役に立たぬ。もしかやうな弱体きわまるもので、あつてもなくともいい、ただ紙の上だけでごしらへておくとおのならば、これは占領下における外務省の機構を再検討して、状況に應じたものを取りあへずごしらへておいて、講和会議が終つた上で、ほんとうの意味の外務省として発足すべきだという見解を持つておられます。外務省、外務大臣などといつてもまことにもつて役に立たぬ。ちよつとごしらへ

ておくだけだということになつて、今私が御質問申し上げたようなことさえも、より交渉ができてぬといつたふりな状況だと思ふのです。そういつたふりな観点から私は質問したわけでありまして、決してほかに他意はない。この上りなものでないかと思ふ。この法案自体を再検討しなければならぬ、かように私は考へる。当分見込みはありませぬか。

○興野政府委員 交渉という言葉を引いられますので、そういうお答えをいたしたわけでありまして、現在の外務省の管理局という一局は、ほとんどその主たる仕事は引揚げ促進のために全員が働いておる。こゝろいつた状況でありまして、あるいは引揚げの促進を懇請する。また帰還邦人に関連するいろ／＼な問題を処理するといふようなことにおいて、決して仕事がないわけではない。ただいわけゆる世界で通用する外交交渉といふものを行つた地位にはない、こゝろいつたことを申し上げたのであります。

○木村(榮)委員 外務省に對する質問はこのくらしいでせよはやめますが、小澤大臣が來られましたから、御説明があるならば、敬意を表してそれを先に聞いて、あとまだたくさんございませうから、簡単にほかの方の關係を質問いたしたいと思ひます。これで質問を打ち切つたわけではなく、もし御説明があるならば、私の質問はちよつと中断いたしまして、それを聞くにやぶさかでない、こゝろいつたわけでありませぬ。

○有田(嘉)委員 委員長、外務省の政府委員はもうお席りになりますか。お席りになるなら、ちよつと簡単に一言だけお伺ひしたいと思ひます。

○有田(嘉)委員 先ほど近藤政務次官の御説明によりますと、外務省の権限の第四條の第十五あるいは第十六につきましては、占領下の間は通産省がそれを執行し、外務省は居眠りだといふようにも聞かされた。そうするとやはり法律の方では、両省が相衝突することに考へるのですが、その間の処置をどうなさるか。あるいは両省の協定というふうなことでやられるのか、あるいは通産省の法文はここに持つておられませんのでよくわかりませんが、通産省の方に臨時的なようなことが書いてあるのか。そこをひとつはつきりとお伺ひしたい。

○興野政府委員 お答え申し上げます。先ほど政務次官から御説明申し上げました通り、現在占領下の管理下にあります間は、通商産業省がもつぱら貿易の對外面の衝に當るといふことになるのであります。通商上の問題は單に貿易と申しましても、對外關係といふものと密接な關係を持つ場合が多いのであります。過去において外務省の通商局といふものがございました。際にも、商工省その他關係の各省と密接な連絡をとつて行われていたものであります。今後その衝に當るのは通商産業省であります。對外關係といふ面から外務省と密接な連絡をとつて行くといふことに御了解願ひたいと思ひます。

○有田(嘉)委員 大体實際は通産省がやるのだが、外務省は對外關係が限つておるといつても多少の關係があるのでは、共管として一應形の上ではやる。

○興野政府委員 共管という言葉は當らないかと思ひます。通産省が占領下においては貿易その他對外折衝の面に直接當るのであります。事前に外務省と密接な協力を保つて行く、こゝろいつたに御了解願ひたいのであります。

○有田(嘉)委員 どうも御説明ではつきりいたさないでありますが、四條の十六号は完全に眠つておるといふことに解するのですか。

○興野政府委員 先ほど政務次官の弁答中にもございまして、占領下において講和條約締結前においても、經濟協定その他の暫定協定が外國と結ぶるといふような事態が参らぬとは限らないのであります。そういつた場合においては、外務省も当然通商産業省と密接な連絡を保ちながらその衝に當るといふ事態も出て参るかと思ひますが、現在の事態においては通産省がその衝に當る。従ひましてこの第四條の第十六号にありませぬ規定は全然眠つておるとは申されないのであります。將來の通商航海再開のための準備、その他資料の収集等は現在でもこれは行つておるのであります。主たる事務はしばらく外務省に關する限り停止しておる。こゝろいつたに御了解願ひたいのであります。

○有田(嘉)委員 もちろん今日は占領下において通商航海に關する利益を保護したり増進するために、正式の外交關係の交渉といふことはできないと思ひますが、外務省の任務といふものは、交渉とかなんとかそういう表面向きは言葉は使われないにいたしました。

○有田(嘉)委員 先ほど近藤政務次官の御説明によりますと、外務省の権限の第四條の第十五あるいは第十六につきましては、占領下の間は通産省がそれを執行し、外務省は居眠りだといふようにも聞かされた。そうするとやはり法律の方では、両省が相衝突することに考へるのですが、その間の処置をどうなさるか。あるいは両省の協定というふうなことでやられるのか、あるいは通産省の法文はここに持つておられませんのでよくわかりませんが、通産省の方に臨時的なようなことが書いてあるのか。そこをひとつはつきりとお伺ひしたい。

○興野政府委員 お答え申し上げます。先ほど政務次官から御説明申し上げました通り、現在占領下の管理下にあります間は、通商産業省がもつぱら貿易の對外面の衝に當るといふことになるのであります。通商上の問題は單に貿易と申しましても、對外關係といふものと密接な關係を持つ場合が多いのであります。過去において外務省の通商局といふものがございました。際にも、商工省その他關係の各省と密接な連絡をとつて行われていたものであります。今後その衝に當るのは通商産業省であります。對外關係といふ面から外務省と密接な連絡をとつて行くといふことに御了解願ひたいと思ひます。

○有田(嘉)委員 大体實際は通産省がやるのだが、外務省は對外關係が限つておるといつても多少の關係があるのでは、共管として一應形の上ではやる。

いわゆる懇請とかいうような外務省の任務は今日でも相当あると思ひます。今私の感じますのは、どうも外務省はアメリカ中心の外交になり過ぎておりはせぬか、イギリスその他世界各國に對するいろいろ外交の準備といひますか、用意は怠りなくやる必要があると思ひます。ことに貿易を進める上におきましては、ポンド地区との関係は相當密接になつて行かなければならぬと思ふ。もちろん外務省におかれましては、さういふ方面の御用意はなされておるとは思ひますけれども、さういふ方面に對しても一層の御努力をなさる必要がある。つきましては外務省の政務局といふものがござります。この外務省設置法についてなごめしますと、眠つておる部分があるが、しかし將來に對する備えとして相當大事なように考へる。この間もある方面から相當意見が出まして、第五條の政務局が單なる政治だけの問題でなく、經濟事項が相當多から政治經濟局と直したらどうか、さういふ意見が各所にある。外務省としましては政治經濟局といふものに名前をかゑることに對しまして、大体御同意あつてもしかるべきと思ひますが、何か非常にお困りになるようにはないか、その点を伺ひたいと思ひます。

○農林省設置法案 外務省設置法案にござります政務局という名前が、内容と比較して政治經濟局と改めた方がふさわしいではないかという御意見があり、外務委員会からもさういふ意見がこちらの委員会にまわつておるといふことを承知いたしておるのであります。從來から外務省の官制におきましては、「外國ニ關スル政務ノ施行」といふやうな言葉が使つてありまして、この政務といふ言葉は政治、經濟、文化その他各般にわたる事務を含んでいたのであります。また今回の設置法における政務局の分担事務も經濟、文化その他日本の管理關係の研究といつたような、現在占領下にありましますために必要となつて来る、いろいろな事務も含んでおるのであります。外務省として原案通り政務局といたしておくと希望するのであります。別段たゞいませおつしやいましたように、政治經濟局にしたら特別な不都合があるといふことはないのでござります。さう御了解願ひます。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

午後一時五十八分休憩

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

○農林省委員 疲れまして午後一時から再開いたします。

したやうな修正案がでさつたのであります。この修正案について私から御説明を申し上げて御賛成を得たいと存するのであります。まず第一に通商産業省設置法案の第十三條についてありますが、第十三條第一項に關してその第五号を第六号とし、第五号として次の一号を加へる。すなわち第五号として「五 自轉車競争の施行に關すること。これは自轉車の競争に關する法律がありまして、その所管が商工大臣のもとに屬しておるのであります。ところがこれが落ちております。落ちておつても法律を讀めば大體商工大臣になることはわかるのであります。これだけの法律の運用に關する事項を落して置くことは、いかにも手落ちであるといふことは政府も認めております。そこでこれをここに第五号として附加していただきたいのであります。これは自轉車競争を行ふ主体が主務大臣の指定する市であり、また、さらに町村も場合によつては自轉車競争を行ふ主体となることのできる。すなわち、今まで指定市であつたのが指定市町村となるのでありますから、特にこれは日本の全般的な問題にわたりますので、これをに入れていただきたいといふのであります。

がよろしい。「農水産機械器具」と改めた場合においては、農林省との關係が特に現われるように思われるのであります。けれども、農林省設置法の中には他の省の所管に屬しない農具といふやうに明らかにいたしております。また通商産業省設置法の第十三條の第一項を見ましても「農林省が生産を所掌する云々」といふものがありますので、両省の間に疑義があれば、これは両省の大臣なり行政長官なりがはつきり規正すべき問題でありまして、法律としてはさういふやうに列挙するのが進歩的であるといふので、ここに掲げたいと思ひます。

次に同條の第二項中「第五号」を「第六号」に、第三項中「第五号」を「第六号」に、さういふやうに直しまして、もう一つここに加へたい品物があります。それはばねであります。從來陸用内燃機關その他の車輛等に使用されるばねは、一應部品として含まれておるといふやうな觀念であつたのであります。が、最近ばねはばね専門の業者も相當ありまして、ばねがいかなる行政官廳の所管に屬するかいろいろ疑義がないでもないもので、今日の日本の工業の實情から申しまして、ばねといふ品物をはつきり掲げた方がよろしいといふ情勢にありましますので、このばねを加へていただきたい。

次に第二十條、第一項中また修正を要する箇所がある。これは單なる立法技術上の問題にとどまるよりでありまして、實質は相當大きな問題であります。第二十條は試薬検査所の規定であります。第二十條を見ますと「試薬検査所は、通商産業省がその生産を所掌する試薬の検査を行つて機械とする。」これによりまして、通商産業省がその生産を所掌する試薬のみの検査を行うのであります。他の省の所掌するところの試薬については一切検査が行へない。たとえば鹽天だとかさういふのだとか没食子酸といふやうなものは、この設置法から見ますと、商工省すなわち通商産業省の所掌でない品物であります。これらのものについても、試薬検査所に國民が持ち込んだときに、これは官制上検査ができないのだといふことは非常に困ります。これはむしろ國民大衆の興望に應ずるものでありますから「通商産業省がその生産を所掌する」といふ文字を削つて、廣く門戸を開放してもらいたいののであります。これもさういふことを認めて修正に全部應ずるといふのであります。

その次に第二十五條、第一項の表の問題であります。これは靜岡縣が名古屋通商産業局の管轄区域の中に入つておりますが、靜岡縣縣民の興望をいたしましては、交通その他の關係から、むしろ東京通商産業局の管轄区域に入りたいといふ希望を強く持つておるのであります。従ひましてこれも縣民の興望なり希望なりをいれまして、靜岡縣を東京通商産業局の管轄区域の中に織り込む。さうして名古屋通商産業局の管轄からはすすといふことに願ひたいのであります。

それから第三十二條の問題であります。これは資源廳の内部部局に關するものであります。「資源廳に、長官官房及び國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず左の五局を置く。」といふことになりまして、石炭管理局、石炭生産局、釧山局、釧山保安局、

及び電力局ということになつております。第二項に「石炭生産局に開発部を置く」ということになつておつて、開発部が石炭生産局に置かれておつて、電力開発に關して今後きつめて重要な問題があるから、電力についても開発部を設置する必要がある。これはわが國の動力資源、それから熱源といふような關係から見まして、今後水力発電、水力電氣の占める地位はきつめて重要なものでありまして、動力源としてあるいは電氣科学工業といふ方面の需要から見しても、また熱源から見しても、開発部を置いて専心開発に關する事項をつかさどらしめることが、きつめて今後の日本にとつて適切なことであるという意見であります。そこで第二項を「石炭生産局に開発部、電力局に電力開発部を置く」ということになつていただきたいのであります。従ひまして、第三十九條にまた修正する箇所が出て来るのであります。すなわち第三十九條に次の一項を加える。2. 電力開発部においては、前項第三号に掲げる事務のうち発電に關することをつかさどる。すなわち第三十九條第一項第三号は「発電水力の調査及び調整を行い、並びに電氣施設の建設を推進すること。これに關連して電力開発部がいろいろなことを電力の開発に關して調査促進をするといふような仕事をすると、きつめて時代に適應した仕事をするとよいになります。それから第四十一條に入りまして、資源廳の附屬機關の問題に入るのであります。これには「中央銛害対策會議」また「中央炭田探査會議」といふようなものがありますが、これはいずれも中央のものばかりを規定した

しておりました。地方のものがこれから脱落したしております。ところが銛害対策の問題にいたしましたも、炭田探査の問題にいたしましたも、地方が非常に重要な地位を占めるのであります。これでは地方にはそういう審議會を設けることはできないといふことになつておる感があります。そこで地方にも置くといふような意味で、また現実に予算等もありますので、中央をむしろとつてしまつて、單に「銛害対策會議」それから「炭田探査會議」といふふうに改めていただきたい。それからさらにそのいふに直しますと、資源廳長官の諮問ばかりではな、他の官廳のすなわち出先の地方官廳の諮問にも應ぜられるように、「資源廳長官の諮問に應じ」を削るというのとに両方ともなるのであります。それからまたここに一つガスの問題があります。これは従来ともガスは地方の公共團體とかあるいは公益にいろいろ重要な影響を及ぼします。関係上、ガス事業委員會といふものがかつてはありまして、民間あるいは學者方面から人を入れてその委員會を設けて來たのであります。ここでもガス事業委員會をこの際つくつて、そうして資源廳の附屬機關にする。これもまたきつめて重要なことであります。また適切に考えられますので、かつ予算等もありますので、ガス事業に關する重要事項を調査審議するガス事業委員會の項目をこの中に加えていただく、このいふことであります。

全體を通じまして、商工委員會におきましてはきつめて適切な修正であるから、せひとも内閣委員會におかれまして、この意をおくみとりくださつて、このいふような趣旨で法案の御修正をお願いしたい、かように存する次第であります。どうか何分よろしくお願いいたします。

○農務委員 いただいた小金君の説明に質疑がありますれば、この際質疑を願います。質疑がなければ經濟安定委員長より修正意見を述べられたいといふことでありますから、この際これを許します。小野瀧忠兵衛君。

○小野瀧忠兵衛君 經濟安定本部設置法案に對する經濟安定委員會の修正意見を申し述べます前に、この法案に對する安定委員會の意見を申し上げます。

經濟安定委員會のこの設置法案に對する各派の意見は、大体次の三點に要約されますので、その結論だけを申し上げて御参考供したいと存じます。その第一は、労働局、または労働部の設置に對する問題であります。第二の點は各局長増員の問題であります。第三の點は、地方經濟安定局の存廢の問題であります。

第一の點については、日本社会党と日本共産党とは、經濟安定本部の總合企画官廳たる建前上、当然労働局または労働部を存置すべしとの意見を述べられました。これに對しまして、民主労働野黨派はその態度を保留し、民主自由黨、民主連立派は提出原案に賛成で、官房内の一課たりしめる意見でありました。

第二の點については、民主自由黨、民主連立派、日本社会党は、民間人を局長に起用する關係上、關係官廳より次長を増員して十分なる機能を發揮させる修正意見に賛成しました。これに對して民主労働野黨派は政府原案に賛成し、日本共産党は現機構のままを主張し、第三の點については、地方經濟安定局は無用なりとその廃止を主張する民主労働野黨派と、現機構のままを主張する日本共産党の意見に對し、他の各党は原案通り賛成いたしました。これを要するに、安定委員會の本法案に對する修正意見は次の通りであります。

第七條第二項中「官房次長一人」を「官房次長二人」に改める。

同條第三項を次のように改める。生産局長に次長一人、動力局長に次長一人、建設交通局長に次長二人、財政金融局長に次長一人、貿易局長に次長一人、各局長の次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十條第二項中「國務大臣」を「經濟安定本部總務局長たる國務大臣」に改める。

第三十一條第二項を削る。

附則第四項中「總理廳事務官は經濟安定本部事務官に、總理廳技官は經濟安定本部技官に任ぜられるものとする外」を削る。

附則第七項中「通貨發行審議會法第一條、第三條第一項及び第一條、第三條第一項及び第三項並びに」に改める。

附則第八項中「外國人の財産取得に關する政令第十一條」を「第十一條」に改める。

附則第九項中「企業再建整備法中」を削る。

附則第十項中「金融機關再建整備法中」を削る。

附則第十一項中「物價統制令中」を削る。

經濟安定委員會におきます本法案に對する修正意見は以上の通りであります。右御報告申し上げます。

○農務委員 今の經濟安定委員會の修正に對して、何か御質疑があれば発言していただきたい。

○大村(榮)委員 今ここで簡單に聞いただけで質問をせよと言つたところが、何を言つておるのかわからぬ。たとえばちよつと聞いておつたら、第七條の二項ですか、總裁官房の官房次長が今一人になつておる。これを二人にしなければならぬというが、一体二人にするのは、なぜ二人にしなければならぬのかという理由を伺つておかなければならぬ。いろいろた關係で、すぐ質問しろと言つてもできませんから、文書にして出していただきたい。そしてそのあとから質問いたします。

○農務委員 今の安定本部の修正案の説明は口頭だけでありますから、これを文書に直して書いてもらつて、その上でまた質問者があるならば質問することになります。それでよろしゅうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○農務委員 さういふはからいませう。それからちよつと今通信省と法務廳、統計委員會、國立世論調査所、安定本部の政府委員が来ておられますから、これに對して御質疑を願いたしたいと思います。

明だけを開いても、そんな責任のないことをべら／＼言つても、そんなことはへにもならぬ。とにかく大臣が出て、責任ある答弁を各省別にやるといふことをきめなければ、質問し、質問し、と言つたつて質問はできませぬ。それともう一つは、各省の問題はきのうから言つておるうちに、定員法が出なければ質問するところの具体的な問題は出て来ないじゃないかということは何べん言つても、何とかかんとか言つて出て来ない。そうして質問せい、質問せいと言つたつて、そんなことは不可能なことです。午前中は小澤通信大臣が出ておつたが、小澤さんに質問をやらうと思つても、午後は出て来ないよな非常識なことである。質問をするというなら一時間くらいやらなければならぬのに、あまりめっちゃだからやめよよとか何とか言われる。それはどうでもいいが、今度は午後は出て来ぬ。これでは質問にならぬ。まだ内閣委員会としては一回もやつておりませぬ。合同審査のときにやつたけれども、それは合同審査で、内閣委員だけの独自の委員会ではない。これだけの内閣委員会が最後において採決しなければならぬよな重大法案をこのようにたくさん出して、この内閣委員会にはまだ一回も——中にはやつたものもあるのですが、正式な各省別のものはやつていない。説明だけを聞いたのです。これからなんです。それにもかかわらずたくさんものを出して、どうでもして質疑をやらせよ。関係大臣が皆出ておつて質疑をやらせよ、それではわかる。政府の方の説明員とか何とかいふものがひよこひよこ出て来て、質問する質問すると言

つてもできない。私の方では質問することはたくさんあります。そういう意味で大臣の出席を要求いたします。こへ出て来て私の質問に答えてください。なつておらぬ。やることは私たちが誠意を持つてやつていけるので、何も引延ばしななやかやつていけるのではない。きょうなんかでもこうなのです。十時から開会というので、こへ来たのは私一人です。政府側の委員さえも出てない。そう言つちや失礼だけれども、専門員さえも定刻に來てない。そうしてよやく専門員が来たのは十時半ころひよ／＼やつて来た。定刻に來たのは野党では共産党の私一人。こんな不見識なことで質問しとか何とか言つても、人を侮辱するもはなはだし。それではこの会議は中止すべきである。定員法をすぐ提出して、どうぞお願いいたしますと言つてやるのがあたりまえである。なつておらぬ。しかも大臣が來なくて、これだけの重要法案を掲げた委員会で、三人や四人でやつてゐる。この間は二人だけで委員会をやつた。その間の小川原さんと私と二人しかたがなから、あまりみつともないから、涙をのんで私は二人でやつた。このよなことでこの重大法案をやらせ、しかも大臣は顔を出さぬ。なつておらぬ。天下に聞えてはさかしの話だと思ふ。どうですか、政府側はそれに対して答弁してください。みんな相談して、だれか交代々々で、まず政府側の説明員がこの問題に対して答弁をして、そうして質疑ができるものなら受けて立つのがあたりまえです。

○齋藤委員長 今の發言はしごくもつともだろと思ひます。ほんとうだろと思ひます。だからむろんこの重大法案について責任の大臣が來なくて、本式の質問はできないだらうと思ふが、大臣でなくとも、政府委員でもきつつかえないというよなことに、質問をせられたらいい方があるなら、それをこの際してよろう。政府委員に対して質問をする必要がない、打切るといふなら、大臣が來るまでこれを延ばすよりよろくない、こゝろいうことですか。——政府委員に対する質問はないのですか。なければならぬ……

○木村委員 大臣が出て、質問をして、答弁があつて、そうしてその中にはどうも大臣ではこゝろいつたこまかい点はわからないから、政府委員をして答弁をさせますといつた問題は、その中の過程において、出て來るのはこれはあたりまえの話である。それに対して私たちが何も異議はない。政府委員に対する質問が全然ないというわけではない。これは大臣が出ておつて、ほんとうの意味の質問をする過程において出て來る問題で、政府委員の方が無能力で質問をしないというのではな。しかしながらそれは総合的にやるというわけですから、それだけを引出すというのはちよつと困る。どれとどれと、というように表わして言ひたい。質問と答弁の過程に出て來る。

○齋藤委員長 木村君は大臣に質問して、大臣が答弁して、事務的のことは政府委員でもよろしい。大臣が來なくて質問ができないと言ひ。大臣の出席が先決問題になるのですが、ほかの委員の方で、大臣がおられなくても質問ができるという方があつたらば、この際質問をしてもいい、なければ大臣が出るまで待つよりしかたがない、どうですか。今ちよつと大臣は閣議中で、閣議が済めばみな來るらしいのです。それから三時になると人事院の總裁が來ますから、それまで大臣か人事院の總裁が來なければ、この議事を開けぬというなら、それまで休憩したらどうですか。——通信大臣は今來るそうですから、ちよつと待つてくだされ。○齋藤委員長 通信大臣が來られましたから、質疑がある人はこの際質疑を願ひます。

○木村委員 通信大臣にお尋ねしたいのですが、定員法はまだ出ないのだから、定員法との関係について、二つに分割せられる機構の問題で、その定員がどのくらいになるかということをお尋ねしなければならぬわけですか。しかし具体的な問題としては、定員法が出てからお尋ねしたいと思ひ、その前に最も老練な通信大臣にお尋ねしてみたいと思ひます。聞くところによれば定員法は今夜ごろ出るそうですが、それには退職金のことは書いてない。もしそのような定員法が出た場合には、通信省といたしまして、退職金などはあつたまわしにして、定員法にのつとつて、ど／＼人間の整理をなされるものかどうか。これを最初に承つておきたいと思ひます。

感かと思ひますので、定員法が出てからこういふ基本的な点の質問をしたいと思ひます。それに対して御答弁願ひたいのですが、さしつかへはありませんね。

○小澤國務大臣 これは委員がどう判断して決定されるか。これはわれわれ政府がどういふ言ひをせんけれども、政府の方の希望としては、定員法は定員法として御審議願ひ、直接定員法に關係のない、あるいは兩省の定員でありましたならば、それをここで申し上げることはできませんから、同時に審議してすみやかに決定されるように願ひたいのであります。従つて定員法と一緒にこちらの法案も審議するといふようなことは私の方としては希望いたしません。しかし委員会が賛成しなければ私の方でどう考へてもしかたがありません。私の方としては先の法案は督促して審議して、先に参議院にまわすのはまわしていただきたいといふことを申し上げます。

な お定員法に盛り込まれて参ります郵政省の定員は二十六万六千五百五十五人、電氣通信省は十四万三千七百三十三人、合計して四十四万四千三百八十八人。これが必ず法律の中に現われて来ると思ひます。

○木村(農)委員 そりう御希望はわかりませんが、その中で現業が幾ら、非現業が幾ら、それから今までの現業の中でふえた面はどうか、どういふところが減つたか、その同、異、あるいは部においていろいろ問題がある。そこで設置法案の目的とするいろいろ人の分野、ことに現業定員というものを照し合せてみて、これは初めて完璧なものである、あるいは

は不完全のところがあるから来て来るのだと思ひます。

○小澤國務大臣 木村君の考へは何か定員法というものは各課各局とごまかく定員が出るというようにお考へえだろうと思ひますが、政府で今考へておる定員法は、郵政省で何人、電氣通信省何人、あるいは外務省何人という一本の定員で出て来ることになつておりますから、従つて木村君の考へておるやうに定員法が出て、各課、各局の比較というものは触れられませんが、結局内部の配置は主管大臣が決定することになりますから、その意味でお聞き取り願ひたいと思ひます。

○木村(農)委員 それはそうですが、國家行政組織法の第十九條には「各行政機関に置かるべき職の定員は、法律でこれを定める」とあつて、それは「一ごまかいことではないのですが、職の定員、特別職、一般職というようなことはわかかれておるのでしょうか。」

○小澤國務大臣 それはわかれておるません。何もかも全部、大臣まで入つて何人です。

○木村(農)委員 それは定員法が出てからの問題ですから、定員法でなければわからぬ問題ですが、そういう問題もある。特に定員法を見ないと、この組織法では「各行政機関に置かれる職の定員は」ごまかしておられて、今大臣の御答弁のようになり、どういふやうにも解釈できるのであります。大ざつぱに一本に書いてもよいし、ごまかく書いてもよいし、定員法というものはそういう観点からしますときわめて廣漠たるものであつて、非常に問題がある。そこでこれを見ないと各省設置の問題は具体的に審議ができませんとい

うことが生れて来る。その点御了承願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 木村君のごまかでも各省、各局課のごまかい定員というごまかでありませんが、それは政府の方では木村君のやうな解釈も法律からいへば言えないこともないでありまして、言ひなさい。しかしながら政府の方針としては、各省何人というひつくるめたものを出すと、いふきめ方でありまして、木村君の解釈によるものが出て来ればよいが、それでなくきめておられますから、従つて今定員法が出たからといつて、各局何人といふことは出て来ない。出て来たからといつて具体的に審議がよくできるということはありません。今と同じ状態でありまして、このまま御審議を願ひたいと思ひます。

○木村(農)委員 それはごまかでもございまして、定員法が出ますと、それに対して各省からわれわれ委員の審議のために参考書として当然職階制をめぐつていろいろのものが出て来るわけなのであります。少くとも日本の行政機関が動いておる以上は、國會の審議権を尊重するならば、それくらい資料を出さなければ、どうにでも委員会で審議してくださいといふことは、これはできないことである。そういうものが出来れば、当然これはまた出なければならぬ。法律上の解釈の問題だけでも、たとえば労働省の設置に關しても、これだけの廣汎な資料を労働省はお出しになつておる。これはまことにけつこうなことです。従つて定員法が出れば、当然それに裏づけされたある程度の資料が出なければならぬ。それを見て初めて労働省なら

労働省の機構全部並びに今後の運営に對する具体的な討議に入れる。従つてそういう意味で私どもはこの定員法を重視する。大綱は今小澤大臣が言われる通りで、何もその点は誤解しておられません。

○審議委員長 ちよつと木村君に一言申し上げますが、先日の通信委員会と連合審査会で、答弁の保留をされておる問題があります。これは通信省關係ではなくして、行政管理に關係しておるものでありますので、行政管理の第一課長をしておられます佐藤功君に答弁をいたさせます。

○佐藤(功)政府委員 木村委員からこの前御質問がありました点は、電氣通信省の設置法の一部を改正する法律案中、第四十六條の二に規定してあります電氣通信調整審議會というもののいふ法律上の性格を御質疑になつたといふことを承つております。それで御質疑の点は、この審議會が第二項で「議決を経なければならぬ」と書いてあります点は、諮問的な審議會ではないか、むしろ外局としての委員会ではないかといふような御質問と連絡を受けたのでございまして、それでこの第二項の立法の趣旨は、通信省の方から御答弁がございまして、その点は木村委員も御承知のことと思ひますので、國家行政組織法との關係だけを申し上げます。國家行政組織法の点につきましては、この法律が通りましたときに、木村委員も御承知でありましたので、よく御承知の点でありますので、あらためて申し上げる必要もないかと存じます。第八條に「審議會又は協議會(諮問的又は調査的なもの等)第三條に規定する委員会以外のものを云

う。」を置くことができるという規定がございまして、この第四十六條の二の審議會もこれによつておるわけでありませぬ。第八條の審議會はその性格や権限からいへば、な種類があるわけでありまして、單に諮問を受けて答弁をするといふだけのもの、あるいはそれより一步を進めまして、自発的に意見を上申することができるというやうなものもございまして、もう一步進みまして、第四十六條の二のやうな議決をするという権能を與えているものもあるわけでありまして、ただそれと外局たる委員会との違ひは、これも木村委員御承知のやうに、外局たる委員会は必ずから行政権を執行するといふものでありまして、八條のやうな議決権のある審議會は議決権はございまして、必ずから執行権はない。本質は諮問的なものであるけれども、特にそういう議決権をプラスして持つておつたといふ種類のものがあるわけをございまして、第四十六條の二の審議會はちよつとその例に當るわけでありまして、ほかにそういう権限を持つた審議會があるわけでありまして、以上組織法との關係の点だけについてお答弁を申し上げます。

○審議委員長 ただいま通信大臣が用がらつて参議院の方に行かれます。またすぐ来られると思ひますが、今通信大臣に對する質問がございまして、

○木村(農)委員 ちよつと伺つておきたい点は、簡單なやうで非常に重大な問題が一つある。と申しますのは、今の問題と關連しておるのですが、この國家行政組織法をこしらへますとき、第八條の、審議會または協議會といふものは、当時の民主自由党の方も

大体どういふものを置くのに反対だつたのです。というものは当時商工省だけでもいろいろ名前のもが七十何ぼあつた。そしてどうしてもある程度経費を要する、中には予算的措置の一つもないものもある。そこで、こういうものはやめようしやないか、しかし簡単に全部やめるわけには行かぬ、中には必要なものがある。従つてこれは諮問的なもの、調査的なものに限定したものにしようということだ。話が落ちついた。ところがそのときに、農地委員会と労働委員会が一体どうするかということが問題になつた。名前は委員会でございますけれども、第三條に規定いたしました委員会とはまた趣を異にしたものである。そこでこの二つを何とかして、まゝ保護するために「諮問的又は調査的なもの等」とした。この「等」といふのは大体農地委員会と労働委員会を当分のままにしておくために、これを入れないと行きかぬという政府側の説明であつたわけだ。そこで「等」といふ字が入つております。従つて現業における場合、ある程度の決定権を持つたり、また八條に規定しておられます。又は「調査的なもの」として、性格においてやや趣を異にしたよるな委員会的なものは、現業の場合にはこれを置く、従つて組織法第二一條の規定によつて、まゝ形がつくという話であつた。そこで私はこの質問をいたしましたのは、八條によつてこしらへられたのか、あるいは第二一條の方のお考えで現業であるからこしらへられたのかという点で、大体その点はわかつたのですが、小澤大臣もこの「等」といふのはそういう程度のもので、この「等」を無限に拡大しては困る

と思つておりますが、その点の御見解を承つておきたいと思つております。
○小澤國務大臣 大体木村君と同じよるな考えを持つております。
○小川原委員 私は議事進行上こういうことをしたいのですがどうでしょう。今皆さんにお諮りするのですが、通信大臣から定員法の内容をお話くださったので大体の筋道がわかつた。そこで政府の意向がどうであるというところにすれば、今配られてあるところの法案と関係あることには違ひないけれども、内容はそう関係があるようにも思われぬ。それでいろいろな法案が今かたまつておりますから、これを整理する上から見ましても、いろいろな観点からしても、むしろ皆さんと相談をして、そして便宜能率を上げるようにすなりと行く方法を私考してみたいのですが、その上において、ひとつお互いが協議してみても、あまり定員法に關係のないものだけは、参議院の方に送つてあげないか、参議院の方も困るじやないか、これも考えますので、ひとつ忌憚のない意見の交換をしまして、もし私の申しておることに御賛成願えればそうお願いしたい、またこの際通信大臣からお話くださることもできるならば、いろいろのお話を願う。そんなふうにしたらどうかと思つております。ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○農務委員 それでは懇談会はまずこの程度で中止いたしました、速記を始めてこれから質疑を行いたいと思つております。法務総裁が来ておられますから、法務廳に關する質疑がありましたら、

ならばこの際において述べられたいと思つております。なおつけ加えて申し上げますが、人事院総裁は三時に来ることになつておりましたが、今G.H.Q.の方にやつておられます。それから三時半ごろに法制部長が来るようでありまして、それから、それもひとつ御承知お願ひつておきます。
○木村(農)委員 簡単にここに調査の目的なんかが書いてあります。この中で二、三問題になる点をお尋ねしてみたいと思つております。たとえば第四條に書いてありますが、「調査所は、必要がある場合に於ては、世論の調査を他に委託し、又は他から委託された世論の調査を行うことができる」となつておりますが、他から委託された場合といふのは、どんな特定の場合作さすか御説明願ひたいと思つております。
○石塚政府委員 これは主として政府部内の他の部局から委託されたということにさすのであります。たとえば農林省から農林行政についての世論調査をしてくれ、あるいは大蔵省から税に關する世論調査をしてくれ、こういう場合に委託を受けてやるという意味でございます。また特に國會から委託されるという場合もあつたので、そういうことをさしてあります。
○木村(農)委員 そちらの委託がされた場合に特定なことになるわけでしょう。専門的なものが委託されるというわけですね。
○石塚政府委員 そちらです。

○木村(農)委員 そちらですと第三條は、「特定の政党」であるとか、あるいは「調査の結果を特定の政党」のために利用すること」があつてはいいかぬとか、「調査を思想の統制又は取締

に利用する」といふようなことはやつてはいかぬという規定になつておりますけれども、實際問題としては、これは日常運営する場合においては、そういうことが、特定の委託、あるいは他に委託する、こつちから委託する、あるいはあつちから委託するといふようなことによつて、まゝ逃げられる危険性があると思つて、それはどんなにお考えになりますか。
○石塚政府委員 ただいまの御質問の調査項目につきましては、世論調査審議会で決定いたしましたので、その決定に基づきまして調査事務はやるのであります。しかも調査事務はその実施事項をやるにあつては第二條第三條の制約を受けることは当然であります。
○木村(農)委員 これは國家行政組織法第八條の規定によつてこしらへられたものであります。
○石塚政府委員 國家行政組織法の第八條に於いて審議機關としてつくつたものであります。
○木村(農)委員 そちらですとこれは非常にいいまいだと思つて、第八條の規定によつてこしらへられた一つの試験所、研究所といふようなもの、行政機關としての一つの性格を持つたものとはちよつと違つたと思つて、これは相當の條件で、行政機關としての完全なものではないけれども、ある程度のおくを持つておられるように思つて、その点はどうですか。
○石塚政府委員 この調査所はもろ管理職から御説明がございました通り、本質的な性格としては諮問機關である。しかし議決権を持つたものでございまして、その審議会の決定に基いて

世論調査所といふものが、事務を執行して行くという意味において行政機關であるといふことになりまして。
○木村(農)委員 これはまず、もつて不可解しごくなことになつて來たのですが、第八條によつてできたと言つておられますが、第八條をよく讀まれたことと思つて、参考までに讀んでみますと、第三條の各行政機關には、前條の内外部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合に於いては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等)第三條に規定する委員会以外のものである。及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機關を置くことができる。こつち書いてあつて、世論調査審議会を第八條によつてこしらへる、こつち言われるのは私に違つたと思つて、こつちやなくて「試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機關」とあつて、調査所といふようなものは書いてはございませんが、「研究所」みたいなものに入るか、あるいは「文教施設」に入るか、「その他」に入るか知らぬが、これによつてできたものと思つて、今の調査所がそれぞれたものであつて、その中の世論調査審議会といふものがこの中の「審議会又は協議会」といふものに入つて、第八條の中に二つのものが同じよるな権限を持つて含まれてはいるので、

○石塚政府委員 世論調査所は「その他の機關」としてこの第八條に基いてつくられたものであります。しかもその諮問機關としての世論調査審議会といふものができて、こつちこつちこつちになつておられます。

○木村(義)委員 第八條の「その他の機関」でできたという事はそれだけでいいですが、世論調査所の中にできませぬ審議会は第八條の中に書いてある「審議会又は協議会」とは性格の違つたものでしょう。これも第八條の「審議会又は協議会」という條項によつてできてゐるのですか。

○石塚政府委員 ただいまの御質問の調査所に置かれた審議会でございませぬが、審議会を置くにつきましては、すべて第八條に基づいてつくられる、こういう關係になりますので、二重にダブル關係になります。

○木村(義)委員 それは法律的にどうですか。第八條の「その他の機関」の中にできたものが國立世論調査所であり、國立世論調査所の第五條にできた世論調査審議会がまた第八條の中の「審議会又は協議会」という規定によつてできたということは、法律的にさしつかえないものですか。

○郵政府委員 國家行政組織におきまして、その他各行政機関については、この第八條以外に根據はないこととちろんであります。しかしながらこの第八條によつて世論調査所をつくり、また第八條によつてこれに付置いたします審議会を設けますことは、何ら法律上支障のないこととあります。

○木村(義)委員 よくわかつて来ましたが、第十條によつて「調査所に置かれる職員は、別に法律で定められる」とあるように、なか／＼大したものでございませぬ、大体どのくらいな定員が予定されておりますか。

○郵政府委員 六十一人の職員を置くことになつております。

○木村(義)委員 第二條の第三号に

「地方公共団体及びその他のものが行ふ世論の調査に對して必要な助言及び協力をすること」となつておりますが、これは大体どういうことですか。「その他のもの」というと、大体どのようなものなのでしょうか。

○郵政府委員 地方公共団体のほかにこれに準じますような団体が行ひます世論調査を予想しております。地方公共団体に準じますような世論調査をいたしますのに適當な団体が調査をいたす、あるいは学校のようなのがいちしますような場合も考えられると思ひます。

○木村(義)委員 そのような団体がかりに特定な一方的な世論をでつち上げるといふような場合には困るので、そういうときには必要な助言をするといふふうに解釈していいのですか。

○郵政府委員 すでに世論調査所の設置に對して御説明申し上げましたように、世論調査といふものは權威のあり、十分信憑性のある世論調査であり、十分信憑性のある世論調査であり、十分信憑性のある世論調査であり、十分信憑性のある世論調査であります。國立世論調査所というものであつて公正な世論調査を期待いたしておるのであります。地方公共団体なりあるいは各種の団体等におきましては、その世論調査の技術等においても必ずしも練達でもございませぬので、多く技術的な面からの助言なり協力なりが行われるものと思ひます。

○木村(義)委員 そこで今の設置法案の提案の理由の説明の中にも書いてありますが、これはアメリカの例ですが、特に七つの政府の世論調査機関があつて、民間の世論調査機関と並んでそれ／＼の特色を發揮してゐる。それはさうでございませぬ。たとえば御存じのやうにこの前の大統領の選挙の場合に

デューイとトルーマンとが争つた。世論調査の結果は圧倒的にデューイが優勢といふことになつておつたが、ふたをあけて見たらトルーマンになつておるといふやうなことがあつた。世論調査については世界一のアメリカにおいてさへもさういふことがある。こういうことを考えますと、條文の中にはたくさん特定の政党云々とかいろいろなことが書いてございませぬが、しかしながら委託したり、または他から委託された世論調査を行う。これはどうしても私は問題だらうと思ひます。だから特定なところから委託された場合、審議会から審議会にかけて、これは調査すべきではないといふやうな決定ができるわけですか。

○郵政府委員 審議会におきましては、他から委託を受けます世論調査等について、その必要性等に関する重要な事項を定めることにはいたしません。世論調査は今お話しの中に予見的なものを世論調査でやるやうにお考えかと思ひますが、世論調査は決してどつちがどつちのく／＼取らざるやうにかいりやうな予言をいたすものではございませぬ。統計を取りますのの進歩した方法として採用いたしますものであり、従つてこれらに對して審議会が十分な判断をいたしました上で、必要な場合には委託を受けて行ふことといたす考へてあります。

に、統計局の方へ聞いて行くより筋だと思ひます。ところが一般会計の方は、たとえば農林省統計局なんかも、農林省設置法案を見ますと、大幅な削減をされておる。その他の点について、この統計関係のことは相当大幅に削減されておる。基本的なことはむしろ削減して木に竹を継いだやうなことになるやうなものだけをわかにかしらえて、人数は六十人か七十人だから大したことではないにせよ、さういつたことでは関連性がない。本末顛倒である。そこでこの世論調査所なるもの設置の目的が、今郡官房次長の言われた通りとするならば、さういふものはいらぬと私は思ひますが、どうですか。

○郵政府委員 ただいまの点は、御意見ではありませぬが、政府は決して統計を軽視いたしておるものではないと思ひます。若干これが人員の削減等を行つておることは、これは行政整理の大方針に従ひましたものであり、これがために統計の能率が下るやうなことは絶対に考へておりませぬ。先ほども申し上げましたやうに、中立な立場において各種の施策の公正な世論を把握するといふことはきつて必要でございませぬ、決して不要なことをいたしておるものとは考へておりませぬ。

○有田(義)委員 ちよつとお伺ひいたしますが、第五條の審議会でございませぬが、これは執行機関のようにも見えておるのですが、執行機関ではございませぬ。

○郵政府委員 執行機関ではございませぬ。ここに掲げてありますやうな事項につきまして、議決を申しますか、列挙してありますやうなことについて

○有田(義)委員 そつと申すと、「左に掲げる事項をつかさどる」といふ言葉は私は不適当のやうに思ひます。議決機関ならば左の方針を議決するといふやうにすればいいので、つかさどるという言葉はさうも執行といふやうに見えぬのです。それから審議会は調査所長の諮問を受けずには當然これをやつて、調査所長はそれに基づいておるのか、その点をお伺ひしたい。

○郵政府委員 私は審議会がこのやうなことを扱いますのには「つかさどる」といふ表現が不適当だと存じませぬ。むしろ議決機関であるとか諮問機関であるとかいふやうな、必ずしも從來の分類に属しませぬ審議会が世論調査所に付置され、この世論調査審議会が定めらるることについては、所長はこれの拘束を受けて行動いたすといふやうな關係に立ちますことは、むしろ世論調査所の性格から適當なことだと考へております。

○有田(義)委員 國家行政組織法の關係からいいますと、審議会といふものが諮問的、または調査的のものといふのが大體代表的になつておるやうな、さうもつかさどるやうなことは少々、行き過ぎの感があると思ひます。郡君がこれでおまわぬと言われればそれまでですが、それはわれ／＼として研究いたしますが、政府としても御研究を願ひたいと思ひます。それからもう一つお伺ひしたいのですが、民間団体が推薦する学識経験者のうちから委員を選ぼうと思ひますが、その民間団体といふのはどういふ程度の団体を考へておるか、お尋ねいたします。

○有田(義)委員 ちよつとお伺ひいたしますが、第五條の審議会でございませぬが、これは執行機関のようにも見えておるのですが、執行機関ではございませぬ。

○郵政委員 世論調査に学問的な直接な関連を持つております団体、従いまして既存のものとしたしましては、日本社会学会、日本心理学会、日本應用心理学会、日本統計学会、日本世論調査協会、日本新聞協会、日本学術会議、これらのものが予想されるものだと考えております。

それから先ほどの「つかさどる」という点につきましては、國家行政組織法をごらんになりまして、廣い意味合いで、法律の定める所掌事務であるとかいうような、所掌という言葉を使つております点から見ましても、私は適當な言葉だらうと思つておりますので、つけ加えておきます。

○有田(重)委員 そういたしますと、先ほどの民間団体は一人ずつ推薦して行くわけでしょうか。それとも数名推薦して、そのうちから総理大臣が任命するところでしょうか。

○郵政委員 総理大臣から委員候補者の推薦をお願いいたします際には、数名の推薦を依頼したいと思つております。實際選ばれますのは、やはりそれぞれの特徴を持つた方がお入りくださることが適當でありますから、今申し上げました所から一人ずつくれば、それなりに相ならうかと考えております。

○有田(重)委員 なおこの世論調査の結果を内閣と関係行政機関に報告されますが、これは国会には報告されないのをごさいますか。

い結果をいろいろの意味で持つておりますので、一般への公開はいたそうと思つておりますが、政府機関として直接国会へ報告いたすというようなことは現在のところ考えておりません。

○有田(重)委員 一般への公表と報告とは内容が違ふのじやないかと私は思っています。この世論調査の結果を国会が相當関心を持つて見る必要があると思ひます。國會をことさらに除外された特別の事由でもあるのか、私は國會にも同様に報告された方がしかるべきものじやないかと考えます。

○郵政委員 政府の機関といたしましては、むしろその属します内閣なりあるいは関係の行政各機関に対する關係を保ちます限度で政府機関として適當なように考えまして、國會がもちろんこれについていろいろ御関心をお持ちくださり、おせわくださることはわかつておりますけれども、政府機関としてはかような限度にいたすべきものだと思つております。

○有田(重)委員 國會は御承知の通り國民の代表者の集まつておるところであります。世論の動向を國會が察知して、適切なる國政に寄與することは當然のことです。法律上直ればけつこうですが、私はそういうかた苦ししいことは申しませんが、事実上の問題としても國會にはこれを報告されることを希望しておきます。

○郵政委員 國立世論調査所設置法案に関する質疑はこの程度で終了いたします。ちよつと速記をとめてください。

度でやめまして質疑を続行しますが、きよりの日程の中の内閣法の一部を改正する法律案、総理府設置法案、統計法の一部を改正する法律案、この三つを一括してこれから質疑に入りたいと思ひます。質疑をせられる方は御通告を願ひます。

今この三案について別に質疑がなければ、この三案に関する限りは質疑をこれで終了することにいたしますが、いかがですか。

○有田(重)委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

○郵政委員 次は法務廳設置法案の一部を改正する法律案——ちよつと法務總裁が来ておられますから、質疑があるならばこの際にお述べを願ひたいと思ひます。

○坂本(重)委員 われ／＼としての立場は——今度の改正は調査意見局と法制局とが一緒になつてゐるのですが、これは從來片山内閣当時の趣旨からやはり別にした方がよいと思ひます。が、これを一緒にせられた理由をお聞きしたいと思ひます。

○有田(重)委員 一緒にしないで済めば一緒にしたくはなかつたのであります。が、機構を三割縮小するという建前からいまして、一番縮小しよいのから縮小しよう。大体法制局と調査意見局と二つありますけれども、これはやや過渡的な制度でありまして、本來の建前からすれば、調査意見局といふものが重要になつて来るべきものだと思ひます。従つて名前があたかも法制局が残つて、調査意見局が削られたらうにお考えになりますか、そうでないの両方を一緒にして一長官にしたというだけです。その機能は決してやめるわけではない。機能は残つておる。今後五年か十年たつうちに、どちらの機能が重くなるか、おそらく私は調査意見局の機能が重くなるだらうと思ひますが、今のところは両方とも對等に残しておきたいというので、名前は法制意見局ということにしたわけで、決して片方をやめて、片方を残すということにする趣旨ではないのであります。

○坂本(重)委員 そうしますと、人員の整理の關係をやつたのだということですが、技術的に從來通りやはり意見局は意見局として、法制局は法制局として、もちろん人員が減れば非常な不都合が生じるでしょうけれども、極力努力してやつて行きたいという御方針ですか。

○有田(重)委員 その通りです。ことに第一局は意見を主としてやることにしたいと思つております。そして他の三局には法制と意見を両方チャンポンにやつて行こう、それで行けるだらうというつもりでおります。

○坂本(重)委員 そこでこれを一緒にした制度にして、人員の關係はどれくらいの変更があるのですか。

○有田(重)委員 両方とも二級官以上の人が大部分を占めております。大部分でもありませんが、ほかの局に比べて大きい部分を占めてゐる。しかし人数はごくわずかです。まだ十分に充員しておりませんので、従つて両方の局から整理すべき人間はいくらも出て来ないと思ひます。大体多少の動きはありますけれども、大した大きな動きはないと思ひます。法務廳全体をいたしまして、本省だけでた

千七百何十名の定員を持つておりますが、そのうち五百人ばかりを今度削減をいたします。しかしながら欠員が多数ございまして、実員の整理は多分百人以内にとどまればせぬかと思ひます。しかも本省以外の外局におきまして、あるいは地方におきまして、多数の欠員を持つております。行政整理をいたしたとしてもなおかつ欠員が存在するわけでありまして、そこへ振り向けますから、私のところでは実ははなはだほかの省に対して申訳ないのであります。出血がまずないと考えておるのであります。そういう次第であります。

○坂本(重)委員 そこでそういう人員についても、地方の方にそういう欠員があるし、そういうことにはいたしませんか、人員にいわゆる行政整理の影響がなかつたならば、したくないのを一緒にしないでも、從來のままに存置したらいのじやないかと思ひます。その点はいかがですか。

○有田(重)委員 但し欠員がたま／＼あつたからそういうことになるのであります。従つて、やはり五百十人の整理はするわけでありまして、予算の上ではちよつと縮小されております。ただ實際に今までまだ新しい役所でありまして、十分に充員しておらなかつたために、今のようになつた仕合せになるというふうなことになるのであります。

○坂本(重)委員 くだいようですが、最後に、そこで他の欠員もあるし、そういうふうで打開することができればしたくない。あれをそのままにしておいたらいのじやないかという考えが起るのですが、その点どうですか。

○**福田國務大臣** それはつまり法務廳の機構が五長官制で大き過ぎるといふ感じがみなにあるのです。それと今度は機構三割縮小ということになりますと、そのうちの二つはやめなければならぬという大きなプリンシプルに従いましてこうなりましたので、法務廳だけを考えれば、あるいは一つぐらいにしておきたかったのであります。全体の大きなプリンシブルのために、さよりのなごとなつたのであります。

○**木村(義)委員** 簡単に二、三だけお聞きします。この七條の檢務局の任務、これはたくさんあるわけですが、この中に「司法警察職員の教養訓練に関する事項」というものがございまして、これは今現にどのようになごをやつておられますか。

○**福田國務大臣** それは刑務所で働きます。刑務所だけではありませんが、主としてそういうコンクシオンに働きます。官吏の訓練所をはかに持つておられます。そういう仕事に対する統轄的の仕事を本廳内でやることを申したのであります。

○**木村(義)委員** この十三條の三で「監獄法第一條第一項の規定による監獄を置く。」とこうなつておりますが、これは修正案が出まして「法務總裁は、必要があると認めるときは、分監又は特設監を置くことができる。」というところは削除になつておりますから、まことにけつこうだと思ひます。それで十三條の四に「少年院、少年觀護所及び少年鑑別所については、少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の定めるところにより、その名稱及び位置は、別表五の通りとする。」こうなつておりました、今あるのはあ

つちこつちにたくさん別表があります。もしこれが將來数が減つたりふえたりする場合には法律的にはどういふふうにするのか。法務總裁の権限でふえたり減じたりすることができま

○**福田國務大臣** これはやはり法律をもつて定めるのだと思ひます。と申しますのは十三條の四に、「少年院、少年觀護所及び少年鑑別所については、少年院法の定めるところにより、」とありま

○**木村(義)委員** 少年院法といふのは、私もよく存じませんが何と申し上げられませんが、たとへば少年院とか少年觀護所、少年鑑別所といったようなものは現にわかれておると思ひますが、一体内容的にはどのようになつた分野にわかれるのですか。

○**福田國務大臣** 私どもの承知してるところだけを申しますと、これはいづれも新しい制度でありまして、從來はなかつたのであります。これはつまり当該關係方面の示唆によつてできたものでありまして、少年院と申しますものは、これは少年の刑務所でありまして、少年院法に、少年院は初等、中等、特別少年院と、それから医療、つまりメヂシンといふものの少年院がある。「初等少年院は、身心に著しい故障のない、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を收容する。中等少年院は、身心に著しい故障のない、おおむね十

六歳以上二十歳未満の者を收容する。特別少年院は、身心に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十八歳以上二十三歳未満の者を收容する。医療少年院は、身心に著しい故障のある、おおむね十四歳以上十六歳未満の者を收容する。」これが少年院であります。それから少年觀護所と申しますのは、少年法第十七條第一項第二号の規定により送致された者を收容する施設とする。それから少年鑑別所は少年觀護所に付属せしめる趣旨のようでありま

○**木村(義)委員** この点をお尋ねしますのは、少年といひましてもまだ小さい七つ八つの子供もおります。それから十七、八歳ぐらいの相当成年期に近い者もおります。ところが現在の世の中において、少年といふものは非常に犯罪的なものになつておる。というのは敗戦の結果、悲惨な日本の現実が生み出したかわつた現象で、少年に罪がないことが多いのである。そういうことは皆さんよく御存じだと思ひます。そこで少年院とか少年觀護所とか、まあ少年法があるわけですから、そこをいろいろ規定があるのでしよ

○**福田國務大臣** さようでございます。これは家庭裁判所、つまり普通の裁判所と違ひまして、今お話のごとく、ほんとうの犯罪としては取扱われない軽い犯罪であります。十四歳以上の少年につきま

○**木村(義)委員** 機構の問題に大いに

すが、この点をもう少し明確化して、むしろ中には厚生省の方にでも置いて、適当な社会施設として——一体これは社会施設であるか、今の懲戒といひましようか、そういうものをたくさん加味した社会施設的なものであるならば、むしろ法務廳の方の管轄ではなくて、厚生省とかその他適当なものがあると思ひます。その点は議論は別にして、今の段階においては、あくまで懲戒的な性質を多分に持つておる、かように解釈してよいでありま

○**福田國務大臣** さようでございます。これは家庭裁判所、つまり普通の裁判所と違ひまして、今お話のごとく、ほんとうの犯罪としては取扱われない軽い犯罪であります。十四歳以上の少年につきま

○**木村(義)委員** 機構の問題に大いに

○**福田國務大臣** さようでございます。これは家庭裁判所、つまり普通の裁判所と違ひまして、今お話のごとく、ほんとうの犯罪としては取扱われない軽い犯罪であります。十四歳以上の少年につきま

○**福田國務大臣** それは木村さんの御趣旨の通りでありまして、少年法といふものが特に普通の刑事法のほかにできま

○**木村(義)委員** 機構の問題に大いに

○**福田國務大臣** さようでございます。これは家庭裁判所、つまり普通の裁判所と違ひまして、今お話のごとく、ほんとうの犯罪としては取扱われない軽い犯罪であります。十四歳以上の少年につきま

○**木村(義)委員** 機構の問題に大いに

おいて行方でありませんが、これは人的、物的に非常な設備があるのであります。十分な施設がありまして、教官もその、設備も監獄とは違ひ、まして、ごく環境のよい設備を完成いたしまして、そこで矯正するのがほんとうであります。そのために予算を要求しておつたのであります。財政上の都合でなか／＼十分に配賦されません。予算がなく設備が不十分な場合に、かようなりつばな法律を施行いたしまして、効果があらぬのみならず、かえつて悪い結果を生じはしないかと考えまして、少年法その他の法律の施行をもつと延ばしたいと非常に努力をいたしたのであります。何分にも延ばすことに同意が得られません。従つて施設が不十分なところへ法律を先に施行したというふうな関係になつておりました。そのためにあいまい感まわしい事件がたび／＼できまして、まことに申訳ないと思つておるのであります。そこでなるべくこの法律の趣旨に沿いますように施設を完備したいというので、財政上においても極力措置を講じておりました。これは財政当局者も認めてはいるのであります。一挙に完備を期することができない状態にあるのであります。われ／＼当局者といつたしましては、このりつばな法律の目的にできるだけかなりよりに施策を進めて行きたいと努力をいたしておる次第であります。

○木村(鶴)委員 この問題は、今法務総裁が言われたような方向へ早く善処していただきたいと思つておられます。それから十三條の三の監獄の問題なのですが、民主主義の時代に、今までの司法省も法務廳といつた名前になり、内部機構や裁判の方法等も相当かわつて来たのであります。監獄法は明治四十一年にできて大分古くさいのでありますが、この際監獄法も御改正になる御意思はございませんか。

○猪田國務大臣 お話の通りであります。監獄法が旧態依然として残つておりますことは遺憾でありまして、これを改正する考えは以前からあつたのであります。なか／＼むずかしいとみえまして、一向成案が得られないので、今日に至つておりますので、急速に改正をいたしたいと考へて、研究中であります。改正をいたします際に、この名前も改めるようになるであろうと思つておられます。

○木村(鶴)委員 ひとつは監獄が刑務所という名前にかわつておりました。が、また今度監獄とかわつたのは、その方がいゝわけだからですか。

○猪田國務大臣 それは、監獄法によりあゝ設備ができましたが、はなはだ妙なことに、監獄法によつて設置された監獄を、刑務所と名づけておるわけでありまして、法律を改正するのはめんどろであるから、とりあえず刑務所という名前にしようということ、妥協して今日に至つておるのであります。

○木村(鶴)委員 最後にもう一点。いろいろな資料を見ますと、定員法によつても、法務廳の方の関係ではあまり人間が減らないようでございますが、刑務所の看守といつたものは相当ふえますか。それとも現状のままですか。

○猪田國務大臣 法務廳といつたしましては、まだ定員法が出ません先確定的なことを申し上げるのもんであります。現在予算の標準の定員は、本廳

及び本廳外を入しまして四万二千百五十三名、これが今度は四万八百七十六人になる予定であります。そういういたしまして、この刑務所の職員につきましては、標準定員が一万七千百十九人でありまして、これは一人も減らないことになつております。ただいままだ欠員がたくさんございまして、ふやすわけには参りませんが、その欠員を急速に補充いたしまして、刑務所の仕事を十分にやつて行きたいと考へております。その他では申し上げるほどのことはございせん。あとは法務廳の定員で減りますのは、登記事務をやつていく登記所でございます。供託であるとか、その他の仕事もやつております。が、この定員が八千八百七十五ありますのを約四百減らします。それから檢察廳に純粹の事務を扱つておる事務官がおります。その中から約七百何十人を減らすつもりであります。しかしながらまた新しい仕事もふえて、定員が自然ふえて参る部分もありますので、差引きいたしまして、今のうちに千六百いくらの減員になります。これは予算の上の減員でありまして、實際上の減員はほとんどなくて済むというのであります。もつとも、ある局とかある課におきましては、それがそつくりなくなつて参りました。その局長なり課長なりで、わきへ融通のきかない人もありますので、そつかり人があるいは一人や二人は整理しなければならぬ人も出て来るかと思つて、なるべくわきへ持つて行きたいと思つておられます。

○齋藤委員 これでは法務廳設置法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○齋藤委員 安本長官が見えておられますから、この際經濟安定本部設置法案及び經濟調査廳法の一部を改正する法律案につきまして、御質疑のある方は、この際御発言を願ひます。小川原君。

○小川原委員 ちよつとこの際お尋ねしたいと思ひますのは、この修正の中にある第七條第二項中、官房次長一人を官房次長二人に修正するということと、生産局長二人を置くということと、生活物資局に次長を二人置く、こゝういふことが修正になつておりますが、このことをひとつ御説明願ひたいと思つておられます。

○青木國務大臣 小川原委員にお答えいたします。御承知の通り、經濟安定本部は、ごく端的に申し上げますれば、頭が大きくて下が小さい、しつぽりが小さいというふうな組織になつております。これは安定本部の性格上、いわば當然というふうに、こゝういふ形に相なつておる次第でございます。次長制も特に安定本部成立以來、外部から一般の知識経験者を、ことに民間からとるといふことが原則になつておる、さらにそれ／＼次長を配しまして、行政上の運営を全からしめるということに相なつておる次第でございます。そこで、今おつしやいました三つの局に、一人ずつふえた、こゝういふことは第一に官房に二名の次長がありまして、これは一名は官房自体のいろいろの仕事をお願いいたします。他の一名は、これは御承知かと存じますが、私のところは関係筋と絶えず折衝いたしますので、涉外関係に特にりつばな人を

を運ばなければならぬ、こゝういふ意味で一名は次長ということに相なつておる次第でございます。

そのほか生活物資局及び生産局におのおの一名ずつ加えましたことは、おの／＼の局が商工省とかあるいは農林省とか、あるいはその他各般のことにわたつておりました。とでも一人では仕事やりきれない。御承知の通り經濟安定本部は、総合企画の場所でありまして、ほとんど各省にわたつておりますので、その仕事はきわめて廣汎であります。そのために、特に生産局なり、生活物資局なりに、一名ずつをお加へ願つた次第でございます。せひこゝういふ仕事の全きを期したいというので、各一名ずつの補正をお願いした次第でございます。

長が出ていただいて、大体において均
衡を保つて、そこに摩擦とか矛盾とか
いうようなものは、ほとんど生じな
かつた経験を持つておりますし、またそ
れぞれ仕事の分野におきまして、商工
省担当あるいは農林省担当といったよ
うに、その仕事の中での分野が、おの
ずからきまつておりますので、別段相
争うというようなことは、これまで見
なかつたという経験を持つております
ので、この方法で参りますことが、最
も適当であるというふうに考えておる
次第でございます。

○農田政府委員 修正案の次長の増員
のことは今長官からのお話がございま
したが、あとは全部條文の整理であり
ます。二十條第二項中「物價廳長官と
し、」の次に「經濟安定本部總務長官
たる」という文句を入れるということ
は、現在でもこの通りになつておりま
すので、ただ単に「國務大臣」とあつ
たのでは意味がはつきりしませんか
ら、それははつきりさせますために、
「經濟安定本部總務長官たる國務大臣
をもつてこれに充てる」というように
ただ明瞭にしただけであります。それ
は經濟調査廳についてもやはりこれと
同様な文句が入つておりますので、そ
れと関連をとりまして、物價廳として
も同様な文句を入れた、これだけのこ
とであります。それから第二十一條中
「及び第三十二号に掲げる」を「に掲げ
る権限及びその他法律（法律に基く命
令を含む。）に基き物價廳に属せしめ
られた」と改めましたのは、法文が簡單
過ぎて意味が漠然としていたのをはつき
りさせるために、これだけの文字を
つけ加えた方が意味がはつきりする
という点で入れただけのことでありま

す。それだけが本文中でありまして、
あととみな附則の方です。附則の第四
項「總理廳事務官は經濟安定本部事務
官に、總理廳技官は經濟安定本部技官
に任ぜられるものとする外」という
字があります。これは職階制その他
の關係から事務官、技官をわけたこ
ういう文句を言うことは必要がなく
なつたわけでありまして、ただ職員と言
えばそれで済むことになつたわけであ
ります。それで自然これだけの文句は不
要の文句が入つておつたというわけ
でありますから、これを削除いたすわけ
であります。それから附則の第七項以
下すつとここにありますが、それはご
らんくださいばわかりますように、み
な法律の名前を掲げておるのでありま
す。第七項中「第一條」とありますの
は、その前に通貨発行審議會法とい
うのがすでに出ておりますから、それを
またさらに繰返して「通貨発行審議會
法第一條」は重複になりますから、た
だ単に「第一條」と言えはすでにそれ
を意味して、明瞭なのであります。そ
れを繰返す必要がありません。その
から、その條文の次に出ております
「通貨発行審議會法第一條」をただ「第
一條」と改めるといふことでありま
す。それからその同じ條文の中に「第
三條第一項」の下に、「同條第三項」
を加えることとありますが、これは委員
の任免権の問題であります。第三項を
加えた意味は、もし加えないとこれは
總理大臣が任命するということになる
のであります。これは当然同じ人では
ありませんが、安定本部の總裁が任命
するというのが本式でありますので、
ここで第三項を加えるという意味は、
總理大臣でなくて、安定本部總裁が任

命するのだということの意味するので
あります。これも錯誤で落ちておつた
のをそこに入れたわけでありまして、そ
れから附則の第八項、第九項、第十
項、第十一項にみなこの法律の名前が
重複しておつたのを削り取る。こうい
うほんとうの錯誤を訂正する條文の整
理だけでありまして、以上であります。

○木村(義)委員 經濟安定本部とい
うのは特設的な行政機構ですが、たと
え昭和二十三年度の予算定員を見ま
すと、二級官の方が三級官より多い。
そこでたとえば物價廳といふのがきて
いますが、これは大体前には物價局と
言つたのですか。前からあつたので
か。

○青木國務大臣 あつた方の問題であ
りますが、經濟安定本部の中に物價局
といふのがございまして、ところがそれ
が今回物價廳の方に、別に外局として
物價廳に属することになつております
ので、その方面に移管するということ
でありまして、従前は物價局というも
のが一個の獨立な局として經濟安定本
部の方に存在した次第でございます。

○木村(義)委員 そうしますと、今ま
であつた、つまり内局の物價局をおや
めになつて、外局の物價廳の方に合流
したわけですね。

○青木國務大臣 そりです。

○木村(義)委員 そりしますと、両方
の人数が一緒になるのですか、つまり
事務官やなんか……

○青木國務大臣 經濟安定本部に属し
た物價局はこれではなくして、物價
廳の方に必要なだけ移管をいたし
た次第であります。

○木村(義)委員 そりいたしますと、
今までかりに昭和二十三年度の予算定
員を見ますと、一級官が二十五、六名
だつたと思ひますが、今度非現業三割
首切りになりますと、七名ばかり首切
られる。ところがこの法案を見ます
と、次長とかなんとかたくさんふえて
いまして、きよらも修正意見が出たの
です。この法案では官房次長一人にな
つていまして、今度二人にしようとい
う修正意見が安本委員の方から出
ていますが、そりするの非現業三割首
切つた場合には、安定本部なんかの場
合は、實際問題としては高級の方は大
した出血なくして、下級の方が出血が
多くなると解釈していいわけですか。

○青木國務大臣 今回の行政整理に伴
いまして一官房六局ということになり
まして、従前は次長は十五名あつたと
思ひますが、それを今回は十一名に減
らしたのであります。それから局長を
四名減らした。上の方はさういふ
になつておりました。形の上から申し
ますと先ほど申しましたように、下
の方の人によけいかかつて来るという感
じがございまして。しかしながらこの安
定本部ができたその当時と、今の日本
經濟の現状を考えてみますと、よほど
かわつて来ているということも言える
と思ひます。またいろいろと経験の上
でやつてみますと、やはり前には材料
の収集とかいろいろと、下級の
方面が比較的多くつたといふこと
も、だん／＼やつていましてうちに、わ
れわれの省の性格がこれではつきり出
て来るということとありますが、こと
に今回の三割減することについては、
われ／＼としてこれほど減らして
つては困るという考え方もありまし
たけれども、しかし吉田内閣が行政整理

を実行する、これは当然國の經費を節
約するために実行しなければならぬこ
とでありますので、結局この經濟安定
本部がその機能を十分發揮しながら、
多少減員されても、十分その仕事を能
率的にやつて行けるということを考え
て。さういふ組織に改める次第であり
まして、表面から見ますと、下の方に
重みが行くといふふうに見えるところ
はありますが、それほど大して違はない
といふふうに、自分は信じている次第
でございます。

○木村(義)委員 そこでお尋ねしたい
点は、今度外局として物價廳ができた。
それから經濟調査廳も外局として
できた。ところが第二十二條を讀んで
みますと、「物價廳は、價格等の統制
その他物價に関する事務を行うこと
を主たる任務とする」といつたように、
きわめて簡單に書いておりましたが、こ
れは物價廳のやる仕事と經濟調査廳の
やる仕事が相当重複する面が出て来る
と思ひます。ところが經濟調査廳の要項を
見ますと、それは條文中には重複しな
くても、實際に日常運営の面において
は、相当私は屋上屋のやうなところが
あると思ひます。經濟調査廳なんか見
ると、実は二級官以上が二千八、三級官
が千五百人、さういつたふうで普通の
官廳ではおおよそ考えられない特殊な
官廳である。そこへもつて来て、さう
いふ物價廳といふ同じ外局ができた。
さうすると同じ經濟安定本部の外局で
ありながら、調査廳が物價廳を調査し
たり何かするやうな妙な現象が起つた
りすることもありましようし、經濟調
査廳が二級官をたくさん擁して、これ
が安本において横書きされる存在にな
ると思ひます。私は今度の機構を見ると、

第一類第一号 内閣委員會議録 第十八号 昭和二十四年五月十一日

大体経済調査は外局としていらぬはずだと思ふ。あれはやめられたらどうですか。民自党はあれをこしらえるときに大反対であつた。この経済安定本部の機構が整備されるときに、調査部というものはいつそおやめになつてはどうですか。お考えはどうですか。

○青木國務大臣 お言葉でございますが、物價廳は経済安定本部、それから外局としての経済調査部、これはおの性格が違つております。民主自由党は経済調査部の設置には反対であつた、これは自分もよく心得ておられるのでありますが、現在の日本の統制経済がなほ今日のような状態を呈しております。これは、これらの機構組織が必要であるということをお認めざるを得ないのであります。ただいま経済調査部について二級官、三級官の教に關する御意見がございましたが、これは経済調査部のようなものは、おそらく税務官吏等についても問題があると思ひますが、なるべく教養のあるりつぱな人を置くようにしたい。従つて現在不適当だといふ者もあるかもしれせん。そういうところは直しまして、統制経済が民主自由党が主張して参りましたように、相當に統制が解除され、緩和されて行きますれば、あるいはこういふものが不要になる時期が到來するかもしれませんが、現在のところではこの機構を善用して参ることを考へておる次第でございます。

○本村委員 それはそういうふうにおつしやるのは当然でございますが、しかし「本部に、總裁官房及び左の六局を置く」として、生産局、動力局、生活物資局、財政金融局、貿易局、建設交通部、こういうふうにお

る。これは微細な点にわたつては省令とか政令とかで任務がきまるのでしようが、それから各地方の経済安定局といつたものを見ると、今経済調査部がつてゐる仕事とほとんど同じ関連性のある仕事が實際問題としてたくさんある。経済調査部といふものは、大体経済警察的なものであつたと思ふ。こういうことが非常に強調されてゐる。ところが、その言つてみたところで、それでは何をやるかといふと、ほんとうを言つて、大した差はない。経済警察的な仕事をやらねばやゝ動きませんが、それをやらねと、もう大したことはないです。ほんとうにわすれず。だから實際運用の面は、経済警察といふ名前は使われないが、経済警察が今までやつて来たようなことを経済調査部がやつてゐる。それは皆さんが末端に來て現にごろんになればわかることです。だからこの際せつかくこういふふうな機構がかわるときなんだから、経済調査部といふものはやめて、経済警察がやることならば、その分野をまた元に戻すとか何とかしてもらわないと、これは非常に屋上屋下で、私は警告しておきますが、必ず経済調査部は安本の中のがんになると思ふ。二級官千人以上を抱えた外局がなつて、本家本元の方より親方になる。三千五百人、しかも二級官が千人以上もなつていゝる外局なんてものを独立させる場合は、安定本部の政策なんか吹き飛ばすようなことをされることになる。しかもそういう機構を持つておられるが、現実においては今安定本部と同じ仕事を逸脱して経済警察的なことをやれば、それはやや仕事があるかもしれませ

せんが、それをやらぬ限りにおいて、ほんとうに屋上屋下です。だからこれは十分御検討をなさつて、しかるべく整理された方が、民主自由党のためにも、日本國のためにもいいと思ふ。御考慮を願ひたい。そのくらいにしておきます。

○坂本(兼)委員 二点ばかりちよつとお聞きいたします。物價局が外局の物價廳に包含されることになりまして、経済政策の立場と價格政策の立場との関連がうまく行かぬようになつて來るのではないかと懸念があるのですが、その点について……

○青木國務大臣 経済政策の各般におたる研究並びに討議、それからその決定については、絶えず物價廳の次長が出席をいたしてあります。そのためにもその間にあまり矛盾の起るようなことは、これまでございません。

○坂本(兼)委員 われ／＼の経験によると、現在の物價廳は非常に價格の決定について独断であつて、経済政策のこととはちつとも考えないでやる。ただ資料を集めていゝ／＼意見は聞いてきめませんが、一旦きめると、はつきり間違つてゐるとわかつて變更しない。従來は物價局が安本の方にあるから、多少緩和の道があつたけれども、これが外局の物價廳に包含されてしまふと、物價廳の今のような委員に出るというてもなか／＼／＼行かぬ場合もあるから、内局の方の経済政策と完全に結びつきがでなくなるといふやないかというおそれがある。その点について外局の物價廳について何か考慮される点があるかどうか。

○青木國務大臣 御意見なり御質問でございますが、御承知の通り現在の日本の経済しかも動態面を把握して行くためには、どうしても資金なり物價がともかくも十分把握されなければならぬことは御承知の通りだと存じます。従ひまして物價廳が細大漏らさず、ともかくも日本経済全般にわたつての相應の價格体系、並びに個々の物價についての種々なる操作を行つて参ります性格としては、私どもとしてはこれがなくしてわが國の経済を十分理解し、また政治の上で処理をして行くことは困難ではないかと考へておりますので、これを十分効果的に機能を發揮いたしますならば、お説のような点がむしろ日本経済全体として適當に処理されて行くのであつて、もしこういふ機關を持たないといひますならば、おそらく日本の経済の適正な運営は不可能ではないかといふふうに考へておりますので、なお御意見は十分承つて、今後ともわれ／＼は不適当だとか、あるいは物價廳そのものの活動自体について改めるべきところは改めて参りたいと存じますが、私の考へとしては右申し上げたような次第でございますので、御了承願ひたいと存じます。

○坂本(兼)委員 その点打切りまして、それからちよつとお聞きしたいのですが、情報部は官房の連絡部に入るのであるか。それから労働局は全然なくなつて運輸局と通信局はどういうふうになるか、ちよつとお伺ひいたします。

○青木國務大臣 情報部は連絡部の中に包含されて情報課に相なります。それから労働の方も労働課になつておる次第でございます。労働部が労働課になつております。それから通信と運輸

と建設を一旦とめて建設交通部と一局にいたしました次第でございます。

○坂本(兼)委員 労働課は官房のうちに入つたわけですね。そこで一点だけ伺ひますが、貿易局、財政金融局、動力局という経済再建についての資金資材の面についての機構はそのままになつて、労働局が労働課に縮小されるといふような状態から考へますと、資金資材の面に重きを置いて、労働の方面を非常に輕視したような感があります。この点について御意見を承りたい。

○青木國務大臣 財政金融の面はそこにごさしました通り一局に相なつておりますが、労働の方が課になつたといふことは何か力が弱まつたのではないかと、力を入れないのじやないかといふような御懸念があると思ひますが、それは私どもとしてはたゞ労働局が課になりましたと、内容をできるだけ充実いたしますとともに、労働省とも緊密な連絡を保ちまして、万運算なくその点は処理して参りたいと存じております。

○坂本(兼)委員 労働省の労働対策と経済安定本部の労働の立場は少しかわつた立場で了解してゐるのです。資金資材の面の偏重に陥つて、労働者の協力が輕視されるという感が起るのであるが、やはり課になつても人員を充実すればよろしいといふ御意見ならばもちろんいゝのですが、機構の方面から考へますと、やはり充実して行くという建前ならば、局としておいて何らさしつかえないか、かように考へられる。従つてこの改革の案を見ますと、経済再建について労働者側の協力を輕視しておる、いわゆる資本主義傾向に移つ

ておる。資金資材の面に偏重に陥つて、労働者の協力が輕視されるという感が起るのであるが、やはり課になつても人員を充実すればよろしいといふ御意見ならばもちろんいゝのですが、機構の方面から考へますと、やはり充実して行くという建前ならば、局としておいて何らさしつかえないか、かように考へられる。従つてこの改革の案を見ますと、経済再建について労働者側の協力を輕視しておる、いわゆる資本主義傾向に移つ

ておる。資金資材の面に偏重に陥つて、労働者の協力が輕視されるという感が起るのであるが、やはり課になつても人員を充実すればよろしいといふ御意見ならばもちろんいゝのですが、機構の方面から考へますと、やはり充実して行くという建前ならば、局としておいて何らさしつかえないか、かように考へられる。従つてこの改革の案を見ますと、経済再建について労働者側の協力を輕視しておる、いわゆる資本主義傾向に移つ

ておる。資金資材の面に偏重に陥つて、労働者の協力が輕視されるという感が起るのであるが、やはり課になつても人員を充実すればよろしいといふ御意見ならばもちろんいゝのですが、機構の方面から考へますと、やはり充実して行くという建前ならば、局としておいて何らさしつかえないか、かように考へられる。従つてこの改革の案を見ますと、経済再建について労働者側の協力を輕視しておる、いわゆる資本主義傾向に移つ

たのではないかと、それが非常に懸念されるのですが、その点いかがですか。

○青木國務大臣 財政金融の面は御承知の通りなが、廣汎にわたつております。もちろん労働も大きな日本経済の推進力であつて、これなくしては日本経済の推進はできないことは言ひまでもないところであります。よく承知いたしておるところであります。従つてこれを官房に属せしめまして官房長及び次長、副長官と、できるだけそういふ面において学識経験ともに十分な人たちが配されておりますので、先ほども申し上げましたように、労働局が課になりまして御心配のようなことはなからうと自分は信じておる次第であります。

○坂本(農)委員 私は全然反対の立場で、こゝういふ労働課にする、片一方をそのままにするといふのは、安定本部の適正円滑なる機能發揮を阻害するといふ私の見解を申し上げます。質問を打ち切ります。

○齋藤委員 これで経済安定本部設置法案、経済調査法の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。日程には載つておりませんが、海上保安廳長官が来ておられますから、日程をつけ加えて、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案について御質疑があればこの際御発言を求めたいと思ひます。いかがでございますか。

○木村(農)委員 質問はありますが、この際暫時休憩をしてもいいと思ひます。

○齋藤委員長 十分間休憩いたします。

午後五時十九分休憩
午後五時三十二分開議

○齋藤委員 それでは休憩前に引続きまして、海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案について、御質疑があればこの際御発言を願ひます。

○木村(農)委員 ちよつと長官が来ておられますから、一つだけお尋ねしてみたいと思ひます。最近海難が非常にふえておる様に承つておりますが、一体その原因は船舶が老朽して、そういった海難が多いのか、あるいはまた氣象關係の観測などが最近あまり行われて行われてはいるのでしようが、不十分だ。その他何か特殊な原因があるのですか。どうも最近には特にならぬが、その点がもしおわかりであつたら、簡単にいいですが御説明を願ひます。

○大久保政府委員 お答えいたしました。御意見の通り、ただいま火災は三十分おき一回発生しております。海難は二時間おきに一隻が海難をいたしております。この原因を調べてみますと、運輸上の不注意に基づくものが二五%、機関取扱い上の不注意により、そのものが一三%、機材の自然損耗が四%、材質構造の不良でありますものが四%、水路並びに燈台その他航路標識の不備により、そのものが二%、不可抗力が二%、その他原因を調査中であり、そのものが三〇%、すなわち約三八%は運輸上の不注意もしくは機関取扱い上の不注意によるものでありまして、おおむね船員の技術に関連して参る問題だと思ひます。

○木村(農)委員 そうしますと、大部分が船員の質が低下したことによるというわけなのですか。

○大久保政府委員 日本の海上における船舶運航技術は戦前は非常に優秀でございましたが、残念ながら戦中戦後も多く殉職いたしましたのは優秀なる船員で、優秀なる船舶と、優秀なる船員を競争によつて失いましたために、現在は遺憾ながら船員の技術が非常に低下して、かように認められるのであります。

○木村(農)委員 それに対しての対策といつたようなものはあると思ひます。が、そういった場合はむしろ船員の訓練が大事だと思ひます。そこでこの運輸設置法案などを見ますと、商船学校といつたようなものが、私の見た範囲ではあまり拡充されない。しかもいわば名目的に書いてあるくらいな状態になつておられますが、あれでは非常に困るので、もつとああいう船員を養成いたします機関を積極的にふやして、ふやすというだけじゃなく、内容の問題も機構の問題もございまして、何にしてもそういった方面にうんと力を入れていただくという事は、お考えになつておられると思ひますが、保安廳の中にはそういったことはございせんか、そういうことに対して専門家である大久保さん何かお考えの点はございせんか。

○大久保政府委員 ただいま木村委員の御発言は、今後の日本の海上における航海の安全、その他海運の発達上非常に根本的な重大な問題だと存じます。これは所管上から申しまして、海上保安廳が推進すべき面と、運輸省の海運局の系統において推進すべき面とございまして、海上保安廳は船舶職員

の定員及び資格試験、こゝういつたものを所管いたしております。すなわち船員の免状を發給いたし、その免状をとるに必要な試験を行つておる次第でございまして、教育の方は運輸省の海運總局の方で所管いたしております。この教育と船員の試験並びに免状の交付ということが両方相まちなして、船員の技術を上し、ひいては航海の安全を保持する重要な要素となるのでございまして、かような意味におきまして、海上保安廳といたしましては、全国の船員、特に全国の海上において最も前線において奮闘しておりますところの漁船船員等、小型船舶の船員に対する試験あるいは免状というものをとるよ

うに十分に奨励をいたしまして、また極力便宜をはかりまして、いろ／＼船員の技術の未熟から起る不要なる財貨の喪失、貴重なる人命の損耗に対する対策を講ずるよりに、着々措置をいたしておる次第でございまして。

○木村(農)委員 もう一点だけお尋ねいたしますが、この附則の三十五條に「海上保安廳は、当分の間旧海軍艦艇の保管に関する事務を掌る。」とございしますが、私は相当船の方の關係の仕事も若いときにしておつた關係上、よくこのことに氣をつけて見ています。相当まだ各港や造船所の付近には、半分以上でございまして、海上の方へおろしておる船があつて、そのまゝになつておるのをたくさん見受けま

すが、ああいうものを含んでおると思ひますが、あれは早く処分をして、何とか日本の現在の状況に合うよりに活用する方法はないものでしようか。

○大久保政府委員 ただいま御質問の船は日本の國有財産に引継がれまして、國が所管しております。面は大蔵省の所管に相なります。海上保安廳はただそれを決定いたしませんで、連合軍から所管を命ぜられております艦艇に關しまして所管をいたしております。ただいま御質問の点は確かに現在一部に起つております。この点は私も重要な問題であると存じまして、經濟調査廳あるいは大蔵省に對しまして、こゝういふ問題をすみやかに処理せられまして、適當にこれを運用すべく相手側へ引継ぐよりに、またそれを活用いたしまして、御連絡をいたしておる、かようなわけでございまして。

○木村(農)委員 そういつた調査をあなたの方からお出し願ひたい。たとえば川なんかで、私の方は川や海の多い所でございますが、このごろは簡単な渡船でもこしらへますと、とても小さな金ではできない。その横の方には昔の下の平らになつたよりの簡単な渡船がそのままに放置してあるもので、ああいつたものが、日本の海軍勢力の復活のような方向に使われれば、ろんいけません。民間ではこのごろ高くて品がなくて渡船に困つておる。そゝういふ点についてはあなたの方で十分御調査になつていただきたい。ただ事務をつかさどつておるだけなので、權限はないでしようが、少くとも國會の方へ、そゝういふ資料をお出し願つて、早く合理的に研究したいと思ひます。これは希望ですが、お願いしたいと思ひます。

○大久保政府委員 ただいまの木村委員の御意見は、政府としましては十分これは措置すべき事項だと存じております。関係機関と協議をいたしまして

第一類第一号 内閣委員會議録 第十八号 昭和二十四年五月十一日

て、御期待に沿いますように極力努力いたしたい、かように存する次第であります。

○木村(案)委員 これは私の方の委員が運輸委員会においていろいろ質問したと思ひますから、私はこの問題はこれではないが、ただ海上保安廳が運輸省の外局となつたという点に對しては、今の長官としてはこれは最も妥當な方法であるとお考へになつておるかどうか、承つておきたいと思ひます。それは妥當だと思ひしやるでしようけれども、何か御意見があれば承つておきたいと思ひます。

○大久保政府委員 海上保安廳は御承知のように二つの大きな目的を持つております。一つは航海の安全を保持するという任務であります。もう一つは海上における治安を維持するという任務であります。前者の航海の安全をはかるという面におきましては、さらにこれを二つにわけまして、一つは海難を予防する面、他は海難が起りました場合にこれを實際救助する面でございます。海難の予防という面は非常に廣うございまして、たとえばこれは木村さんすでに御承知でありましようが、海図を發行いたしました、あるいは洗滌船を引揚げたり、機雷の掃海をいたしましたり、あるいは船舶の安全検査をいたしましたり、あるいは船員の免狀を發給いたしましたり、あるいは海上における交通整理をいたしましたり、海難の調査をいたしますとか、あるいは燈台を設置いたしますとか、非常に廣汎な面を持つておる次第であります。また海上における治安維持の面におきましては、御承知のように海上を巡邏警戒をいたしましたり、あるいは

は密貿易不法入國の取締りをいたしましたり、さらに一切の海上犯罪、暴動、騒亂の予防鎮壓までいたすことになつております。以上申し上げました海上保安廳の任務の中で、航海の安全を保持するという任務は、非常に重要な任務でありまして、しかも二時間おきに一回海難が起りまして、これを金銭に評價いたしますと、火災による損害よりもさらに大きいといつたような海難を防止いたしますことは、非常に重大なる要案になつて参ります。かような關係は運輸省が一般の運輸行政として行つておられます海運と非常に密接なる關係がございまして、そこで海上保安廳は運輸省の外局に置かれておる次第でございますが、ただ運輸省の外局となりましてのために、運輸大臣の一般的行政権としての所管外でありまして、たとえば密貿易の取締りという面につきましては、大蔵大臣の監督を受ける、海上における治安の維持の任務につきましては、法務總裁の監督を受ける、漁業法の關係につきましては農林大臣の監督を受けるというように、海上保安廳法によりましてそれ々々關係大臣の監督を受けまして、海上保安廳長官がこれを執行するということに相なつておる次第であります。運輸省の外局ではございませうけれども、それぞれ面についてそれ々々の行政廳の監督を受けておるような次第でございます。以上お答え申し上げます。

○坂本(案)委員 今度の改正によりまして海難審判所が海上保安廳の管轄に入つたわけでありまして、この点について何か原因があるか、その点を伺いたいと思ひます。

○大久保政府委員 先ほど御答弁を申

上げましたように、海上保安廳は海難の予防といふことを大きな目的にいたしております。審判所もまた海難審判法の第一條によりまして、海難の調査予防といふことがその大目的になつております次第で、そこでこの二つの機關がそれ々々わかれて設置されておるもので、これが一体として設置されておりますならば、先ほど申しましたような大いなる日本近海海難の防止に非常に役に立つ、かような見解からいたしまして、海上保安廳と一体として海難審判所を所掌するようにいたしました次第でございます。

○坂本(案)委員 今の實質的方面から考へるとさうでしようが、海難審判は一つの裁判でありますから、裁判の公正という立場から考へますと、現在海上保安廳が檢察的の任務が多いという建前から考へますと、檢察廳が取上げる事件を檢察廳で審判をするというの点は不合理なように考へるのですが、その点いかがでございますか。

○大久保政府委員 御答弁申し上げます。海上保安廳は必ずしも檢察廳の性格を持つておるものではないのでございまして、先ほど御説明申し上げましたように、船舶の安全検査をいたしましたり、船員の免狀の發給をいたしましたり、あるいは海難予防のために燈台建設をいたしましたり、海図を發行いたしましたり、あるいは機雷の掃海をいたしましたり、いろいろ海難の予防に関する諸行政を所管しておる次第であります。海難審判所もやはり海難予防の行政をその目的といたしておるもので、全然海上保安廳と同一目的を持つておる次第であります。そこで陸上におきまます自動車運轉手の免狀の發給並びにその停止行為を警察機關が一体として所管いたしておりますように、海上における船員の免狀並びにその免狀に対する停止行為を、同一行政

機関でありまますところの海上保安廳が一体として所管いたしましたもさしつかえなからう、かように存じておきます。ただ、ま御質問の海難審判は、一つの裁判行為ではないかと御質問に對しましては海難審判は裁判類似の手續をふむことに相なつておりますけれども、これは船員の免狀の取扱ひを特に慎重にいたしまして、船員の保護をはかつておりましたので、ございまして、これは司法行為だけではなく、行政行為なのであります。そこで免狀の發給も行政行為であり、免狀を停止するその審判行為もこれまた行政行為でございます。そこで檢察廳が裁判所と同じでないという、司法、行政の違ひとは全然異なつておるのであります。同一行政行為でございまして、これを一体として海上保安廳が所掌してさしつかえなからう、かように存する次第であります。

○坂本(案)委員 これはまた見方が違ひますが、現在海上保安廳はフランスの傾向があるとか、あるいは日本海軍の復活だとか言われておる。もちろん大久保長官は私と同郷であるし、御人格からその点は毛頭ありませんが、現在海上保安廳の組織がかように新聞なんかにも出るし、一般に誤解されておる。こういう点からしまして、やはり行政効力的の審判ではありますから、一つの法制的の審判を必要とするものか推して行けばやはりこれは運輸大臣の管理に置いた方が、保安廳の立場としてもかえつていいではないか。かようにも考へられますが、いかがでしようか。

○大久保政府委員 海上保安廳が出發にあたりまして、國際的にもいろいろ誤解を受けました。現在におきましてもとかく誤解を受ける立場に立つております。海上保安廳が設立以來ちよいど一年になりますが、この間いろいろ

○大久保政府委員 御答弁申し上げます。海上保安廳は不法入國、密貿易の取締り、並びに海上における犯罪の捜査、犯人の逮捕も所管いたしております。関係上、昨年の五月から本年二月までの十箇月間の統計を申し上げたいと思ひますが、この間におきまして、犯罪の発生件数は一千八百九でありまして、それに対しまして検挙件数は一千五百三十四でございます。検挙人員総数は五千六百六十三人に相なつております。検挙人員を國籍別に見ますと、日本人と日本人以外とはほとんど同数に相なつておる次第であります。密入國、密貿易に關しましては、ほとんど大部分が日本人以外でございまして、

○大久保政府委員 海上保安廳及び海難審判法の一部を改正する法律案に対する質疑はこれで終了いたします。本日はこれで散會いたします。午後五時五十七分散會

衆議院事務局 印刷者 印刷局